

かごしま トラック情報

2019 WINTER
No.485

Kagoshima truck information



「トラックホテルで日本一周」令和元年度「夢のあるトラック」絵画コンクール 4年生部門最優秀賞 鹿児島市立伊敷小学校 東 晃大さん

主な内容

巻頭

第15回ペストエコドライブ・コンテストを開催!

TOPICS

令和元年度第4回理事会

令和元年度第4回正副会長会

令和元年度第5回正副会長会及び第4回総務委
員会合同会議

令和元年度第3回人財・広報特別委員会 など

お知らせ掲示板

令和元年11月1日から、一般（特定）貨物自
動車運送事業に関する各種申請・届出の審
査基準が変わります。 など

情報ボックス

アンガーマネジメント講習会のご案内
令和元年度物流セミナーの案内

など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

運転中のスマホ・
カーナビ等の使用・注視を
厳罰化!

12月1日施行
スマホ・カーナビ等を
使用・注視する
「ながら運転」の
罰則が強化されます。

携帯電話使用等に起因する交通事故件数



運転中に
通話や画像注視を
した場合

現 行(大型車)
罰則:5万円以下の罰金
反則金:7千円
違反点数:1点



「ながら運転」で
交通の危険を
生じさせた場合

現 行(大型車)
罰則:3月以下の懲役
または5万円以下の罰金
反則金:1万2千円
違反点数:2点
携帯電話使用等(交通の危険)
①通話(保持) ②画像注視(保持) ③画像注視(非保持)
することによって交通の危険を生じさせる行為

改正後(大型車)
1年以下の懲役
または
30万円以下の罰金
直ちに刑事手続きへ
違反点数6点

かごしま トラック情報

2019 WINTER
No.485

CONTENTS

巻頭

第15回ベストエコドライブ・コンテストを開催! 2

TOPICS

令和元年度第4回理事会 4
令和元年度第4回正副会長会 5
令和元年度第5回正副会長会及び第4回総務委員会合同会議 5
令和元年度第3回人財・広報特別委員会 5
令和元年度中間監査 6
第51回全国トラックドライバー・コンテストが開催されました 6
令和元年度安全性優良事業所九州運輸局長表彰を2事業所が受賞 8
荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー 9
物流出前講座(薩摩川内市立可愛小学校、鹿児島市立本名小学校) 9
環境出前講座(志布志市立松山小学校) 9
公明党政策要望懇談会 10
過労死防止等・健康起因事故防止セミナー 11
令和2年度安全性評価事業申請に向けた説明会 11
合同就職説明会事前説明会 11

お知らせ掲示板

令和元年11月1日から、一般(特定)貨物自動車運送事業に関する各種申請・届出の審査基準が変わります。 12
鉄道橋への衝撃事故防止のお願い 15
貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う関係通達の一部改正等について 16
令和元年八月十三日から九月二十四日及び十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮のお願い 17
令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～ 18
令和元年度年末年始の交通事故防止運動 19
運行管理者等基礎講習の案内 20
運行管理者等一般講習の案内 21
整備管理者「選任前」研修の案内 22
整備管理者「選任後」研修の案内 24
「トラック運送業界の現況感(速報) 令和元年7月～9月期」の調査報告 26
正しい運転・明るい輸送運動表彰の案内 26
鹿児島県信用保証協会からのお知らせ 27

情報ボックス

アンガーマネジメント講習会のご案内 28
令和元年度物流セミナーの案内 30
鹿児島県トラック協会役員(理事)立候補受付のお知らせ 32
令和元年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金追加公募のお知らせ 33
令和元年度助成事業の案内 34
令和元年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度の案内 36
中央近代化基金「激甚災害融資」公募の案内 39
令和元年度中央近代化基金「燃料費対策特別融資」追加公募の案内 40
令和元年度近代化基金融資公募のご案内 41
中小企業大学校受講促進制度の案内 42
「ドライバー求人情報サイト」開設の案内 43
社会保険労務士による労務相談の実施 44
注意喚起シールを希望の方はお知らせください! 45
入退会紹介 45

Gマークだより

Gマーク取得対策について 46

適正化だより

令和元年10月 巡回指導結果 53

支部・部会だより

支部・部会開催状況 54

資料データ

過積載違反の取締り状況・苦情内容 56
鹿児島県内における交通事故の発生状況 57
軽油価格調査報告 58

協会の動き(令和元年11月)

お知らせカレンダー(令和元年12月) 59

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

61

陸災防情報

[厚生労働省補助事業]荷役ガイドラインに基づく 荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会の案内 62
令和元年度年末・年始労働災害防止強調運動 63
第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 66
令和元年度第3回陸災防鹿児島県支部理事会 66
鹿児島県内における労働災害の発生状況(10月末現在) 67

コミュニティ広場

68

第15回 ベストエコドライブ・コンテスト

—49名をベストエコドライバーとして認定—

目的

ベストエコドライブ・コンテストを通じ、トラックドライバーに求められる高度な運転技能と専門的な運転知識の向上を図り、他の模範となることで、ベストエコドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた交通事故防止活動と日常的なエコドライブの推進に資する。

日 時 令和元年11月9日(土)

場 所 運転技能向上センター

参加者数 10トンカーゴ部門 19名
10トンダンプ部門 6名

4トンカーゴ部門 20名
女性部門 4名

内容

(1) 学科試験

(2) 開会式

会長挨拶

来賓祝辞

- ・九州運輸局鹿児島運輸支局次長
國村 利広 様
- ・鹿児島県警察本部交通部長
吉國 修一 様

かごしまトラックガール委嘱状交付

(3) 実科試験

安全・省エネ運転 約1.8km

課題運転

(4) 交通事故防止セミナー(Gマーク加点対象研修)

(5) 閉会式

講評

成績発表

表彰

●協会長表彰

(10トンカーゴ部門・4トンカーゴ部門は第5位まで、
10トンダンプ部門・女性部門は第3位まで)

●南九州交通共済協同組合理事長賞 (各部門第1位のみ)

閉会挨拶

●10トンカーゴ部門入賞者

氏名	事業所名
★第1位 鈴木 裕一	マルイ運輸(株)
★第2位 小園 拓三	富士運送(株)
★第3位 牧 誠二	(株)肥後産業
第4位 岩瀬 克行	日通鹿児島運輸(株)
第5位 千代園 広美	ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店

●4トンカーゴ部門入賞者

氏名	事業所名
★第1位 帖地 博文	ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店
★第2位 前田 駿児	日本通運(株)鹿児島支店
★第3位 大徳 信雄	日通鹿児島運輸(株)
第4位 上口 友和	出水運輸センター(株)
第5位 重留 伸也	(株)肥後産業

●10トンダンプ部門入賞者

氏名	事業所名
★第1位 田中 優作	南薩砂利(株)
★第2位 先立 英司	マルイ運輸(株)
★第3位 中島 史裕	南薩砂利(株)

●女性部門入賞者

氏名	事業所名
★第1位 大脇 央代	(株)JA物流かごしま
★第2位 吉山 直美	(株)JA物流かごしま
★第3位 中岡 真理子	安全産業(株)



コンテストを開催！

認定者

筆記試験、実科試験(安全運転、省エネ運転及び課題運転)の合格基準をクリアした49名を「ベストエコドライバー」として登録し、認定証を授与することにしており、第1回からの認定者は627名となりました。

●10トンカーゴ部門 [19名]

牧 誠二	前野 秀芳	鈴木 裕一	千代薦 広美	山下 勉
(株)肥後産業	(有)今吉運輸	マルイ運輸(株)	ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店	田代運送(株)
小園 拓三	成政 裕樹	上檔 昭一	岩瀬 克行	小村 翔
富士運送(株)	セイコー運輸(株)	(株)ブルーハイウェイエクスプレス九州	日通鹿児島運輸(株)	(有)今吉運輸
松元 晃一	北村 隆	市川 浩康	牛鼻 健	迫 和弘
(株)ユタカ産業	丸和運送(株)鹿児島支店	出水運輸センター(株)	田代運送(株)	(株)共進組
深水 修	山崎 裕一郎	尾前 俊幸	精松 慎也	
富士運送(株)	安全産業(株)	システム物流(株)	鹿児島荷役海陸運輸(株)	

●10トンダンプ部門 [6名]

先立 英司	中島 史裕	松下 一郎	泊 辰朗	平佐田 和行
マルイ運輸(株)	南薩砂利(株)	永田重機土木(株)	(株)新中建設	(株)外薦運輸機工
田中 優作				
南薩砂利(株)				

●4トンカーゴ部門 [20名]

古田 力男	西中間 司	城山 博至	松元 大樹	藤原 治樹
中川運輸(株)	(株)エーシーネットワーク	しみず運送(株)鹿児島支店	高千穂倉庫運輸(株)鹿児島支店	安全産業(株)
有馬 健志郎	下村 富岳	平崎 博文	上村 建太	上口 友和
日本通運(株)鹿児島支店	(株)ランテック鹿児島支店	丸和運送(株)鹿児島支店	(株)山川物流	出水運輸センター(株)
藏前 賀	坂口 新一	諏訪田 博	前田 駿児	大徳 信雄
安全産業(株)	(株)ランテック鹿児島支店	しみず運送(株)鹿児島支店	日本通運(株)鹿児島支店	日通鹿児島運輸(株)
崎元 知治	重留 伸也	竹山 剛	森 英彰	帖地 博文
(株)グローバルライン	(株)肥後産業	(株)エーシーネットワーク	マルイ運輸(株)	ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店

●女性部門 [4名]

中岡 真理子	吉山 直美	植村 玲梨	大脇 央代
安全産業(株)	(株)JA 物流かごしま	(株)外薦運輸機工	(株)JA 物流かごしま

<敬称略>

令和元年度第4回理事会

月日 令和元年11月22日(金)

場所 ホテル・レクストン鹿児島

理事 18名、監事 2名、顧問 1名、オブザーバー 2名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(決議事項)

- ・上半期の事業概要報告について
- ・上半期の監査報告について
- ・役員改選及び規程の一部改正について
- ・地域支部未加入者への加入要請について



(報告事項)

- ・主要事業報告について
- ・会員の入退会について
- ・各種助成金について
- ・令和元年度九州運輸局長表彰について
- ・「鹿児島マラソン 2020」開催に伴う交通規制について
- ・委員会報告

上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。

令和元年度第4回正副会長会

月日 令和元年11月14日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

正副会長 4名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・当面の諸課題について

上記事項について協議を行い、総務委員会に提出することとなりました。

令和元年度第5回正副会長会及び 第4回総務委員会合同会議

月 日 令和元年11月14日(木)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

委員・支部長 14 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・総務委員会所管の令和元年度事業経過報告について
- ・総務委員会所管の令和2年度事業の検討について
- ・その他委員会所管事業の事業経過報告及び令和2年度事業の検討状況について
- ・地域支部未加入会員への加入要請について
- ・役員改選に伴う規程の改正について
- ・令和元年度第4回理事会に提出する議題について



上記協議事項については、次回理事会に提出することとなりました。

令和元年度 第3回人財・広報特別委員会

月 日 令和元年11月26日(火)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

委員 8 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・令和元年度事業計画及び経過報告について
- ・合同就職説明会について
- ・令和2年度事業の検討について

上記協議事項について、次回理事会に提出することとなりました。



令和元年度中間監査

月 日 令和元年11月13日(水)

場 所 鹿児島県トラック研修センター

■内容

監事 5 名が出席し、今年度上半期の監査を実施しました。

事業内容及び会計帳簿関係計算書類の監査の結果、適正に処理されていると判断され、次回の理事会で報告することとなりました。



第51回全国トラックドライバー・コンテストが開催されました

月 日 令和元年10月26日(土)～27日(日)、表彰式:28日(月)

場 所 自動車安全運転センター安全運転中央研修所(茨城県ひたちなか市)
表彰式:第一ホテル東京(東京都港区)

■目的

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資する。

■参加者

4トン部門・11トン部門・トレーラ部門・女性部門 計150名

■本県出場選手

4トン部門 池田 賢人 選手(九州西濃運輸(株)加治木支店)
11トン部門 中原 拓郎 選手(日本通運(株)鹿児島支店)
トレーラ部門 山内 祐作 選手(システム物流(株)本社営業所)
女性部門 馬場園 五月 選手(ヤマト運輸(株)鹿児島主管支店)

■コンテスト概要

第1日…実科競技(運転技能・点検)・学科競技(法規・構造機能・運転常識)

第2日…実科競技(運転技能)

第3日…表彰式

出場選手の皆さんには健闘されましたが、惜しくも入賞を逃しました。



九州西濃運輸(株) 加治木支店 池田 賢人 (4トン部門)

今回2回目にしてやっと県大会優勝を勝ち取り、全国トラックドライバー・コンテストへ出場することができました。

県代表として恥ずかしくない結果を出すべく鋭意努力して参りましたが、全国大会の結果としましては1,000点満点中949点で全国18位という結果でした。

全国大会へ向けて私なりに努力を積み重ねて参りましたが、まだまだ私の努力が足りなかつたのだと痛感しております。

残念な結果ではありましたが、各県代表の選手達と運転技能や専門的な知識を競い合うことで乗務職として貴重な経験がきました。

切磋琢磨することで、より普段の業務に対する安全意識の向上、他者への思いやりのある運転ができるようになったと思っております。全国大会へはもう一度挑戦できるので、今回の経験と悔しさをバネにし、次回は必ずや優勝できるように更なる努力を致します!!

今回、応援や支援してくださった会社の皆、家族、トラック協会の方々、そしてトラックドライバー・コンテストで競い合った仲間達、全ての皆様に感謝しております。

本当にありがとうございました。



日本通運㈱ 鹿児島支店 中原 拓郎 (11トン部門)

今回、第51回トラックドライバー・コンテストに11トン部門から出場させていただきました。初めての出場で全くどのようなものか分かっていませんでしたが、職場の先輩や出場経験のある同僚に色々と助言してもらい、大会に臨むことができました。

大会では全国からトラックドライバー・コンテストに出場するために集まつた選手、応援のために来た人々など普段とは違った環境での運転で大変緊張しました。あの場で本来の力を出すのは相当の練習とメンタルの強さが必要だと感じました。また、学科でのミスが致命的になると思いました。

結果は残念なものでしたが、この年齢になってこのような全国規模の大会に出場できたのはとても良い経験になりました。一緒に練習した仲間や大会での経験は一生の宝物になると思います。

最後になりますが、第51回トラックドライバー・コンテストに出場するにあたり多くの方々に応援していただきありがとうございました。もう一度出場するチャンスがありますので、また出場し今度は悔いの残らぬよう精一杯頑張り、表彰式で一番最後に名前を呼ばれるよう努めたいと思います。



システム物流㈱ 本社営業所 山内 祐作 (トレーラ部門)

今回初めて全国トラックドライバー・コンテストにトレーラ部門で出場させていただきました。

全国トラックドライバー・コンテストという大舞台のプレッシャーと緊張で自分の思ったように上手くいかないことばかりでした。

結果としては残念でしたが、この大会を通してたくさんのものを得ることができました。この大会で学んだことなどを普段の業務で活かして今まで以上に努力したいと思います。



ヤマト運輸㈱ 鹿児島主管支店 馬場園 五月 (女性部門)

この度、第51回全国トラックドライバー・コンテストに参加し、終わって思ったことは、まず悔しかった事です。

前年より少しでも良い成績を、入賞を目標に強い意気込みを持って大会に臨みましたが、その場に思った以上に緊張し実力を十分に出し切れなかつたように様に思います。

しかし、学科、実科ともに前年より良い成績を残す事が出来たので、その結果には満足しています。私は二度大会に参加させていただいて、安全運転に対する意識、技術、知識など大きく向上できた、成長出来たと思います。

そして、この経験を今後の仕事に活かし、また職場のみんなに伝えていきたいと思います。

最後に、この大会に参加させていただき誠にありがとうございました。また、多くの方々にサポートしていただき感謝しています。

これから参加される人達には、自分以上に成果を出してもらい、私が成し得なかつた入賞を勝ち取つてもらえるよう期待しています。

令和元年度安全性優良事業所九州運輸局長表彰を2事業所が受賞

月日 令和元年10月30日(水)

場所 福岡合同庁舎新館

令和元年度安全性優良事業所九州運輸局長表彰式が、10月30日（水）福岡合同庁舎新館で執り行われ、下記の事業所が受賞されました。なお、この賞を受けることができる事業所は、安全性優良事業所の認定を連續して10年以上取得し、その中で特に優れた取組を実践している事業所に授与されます。

- ・(株)松下運輸 本社営業所
- ・福岡航空燃料輸送(株) 鹿児島営業所



荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー

月日 令和元年10月31日(木)

場所 かごしま県民交流センター

■セミナー内容

- ・「ホワイト物流」推進運動について
鹿児島運輸支局
首席運輸企画専門官 輸送・監査担当 末吉 博昭 氏
- ・改正労働基準法のポイントについて
鹿児島労働基準監督署
第2方面主任監督官 山口 大輔 氏
- ・荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの説明
株式会社富士通総研
コンサルタント 亀廻井 千鶴子 氏



物流出前講座（薩摩川内市立可愛小学校、鹿児島市立本名小学校）

月日 令和元年11月5日(火)、26日(火)

場所 薩摩川内市立可愛小学校、鹿児島市立本名小学校

■受講者

薩摩川内市立可愛小学校 5年生 110名
鹿児島市立本名小学校 5年生 36名

■講座内容

物流をテーマに青運会が主体となって開催しました。

教室では、ブロイラーを題材に鶏舎から食卓に並ぶまでの授業を行い、トラックの仕事内容を通じ物流の重要性を理解してもらいました。

また校庭では、トラックの仕組みや構造上の特性などを理解してもらうため、大型トラックを持ち込み、運転席からの死角体験、車両の説明（タイヤ数、燃料タンク、エアサス等）、荷台への乗車を体験してもらいました。



環境出前講座 (志布志市立松山小学校)

月日 令和元年11月12日(火)

場所 志布志市立松山小学校

■目的

県ト協が取り組んでいる「菜の花プロジェクト」の活動等を紹介するとともに、誰でもすぐに取り組むことが可能な環境保全活動の広報・教育を行うこと。

■受講者

5年生 14名

■内容

地球温暖化に関する説明と自分たちに出来る身近な環境保全活動について、プロジェクトを使い、映像を交えながらの講座を行いました。環境に関するクイズが出題されると子ども達は元気に回答していました。

また、廃食油を精製したバイオディーゼル燃料で走る車両を持ち込み、マフラーから出る排気ガスのにおいを嗅ぐという体験をしてもらいました。



■感想

- ・地球温暖化が進んでほしくないと強く思った。そのため、水の出しつぱなしや電気のつけっぱなしに気をつけて生活したいと思った。
- ・地球温暖化を防ぐためにできることで、ふだんの生活でできていないことに気付いた。

公明党政策要望懇談会

月日 令和元年11月11日(月)

場所 城山ホテル鹿児島

■出席者

○公明党

石田祝穂政務調査会長、遠山清彦財務副大臣、成尾信春県本部代表 他

○鹿児島県トラック協会

中村利秋会長、鳥部敏雄副会長、中島純和副会長、加納潤一副会長

■要望事項

1. 県内道路網の整備促進等
2. トラック運送事業用自動車特別割引制度の創設
3. 物流に配慮した高速道路料金の確立
4. 燃料価格の高騰対策の実施
5. トラック運転免許取得に関する改善
6. 鹿児島県の長距離輸送を維持するための支援



過労死防止等・健康起因事故防止セミナー

月日 令和元年11月14日(木)、15日(金)

場所 北薩摩地区研修センター、鹿児島県トラック研修センター

■参加者

北薩地区研修センター 23社 26名
 鹿児島県トラック研修センター 62社 74名

■講師

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
 安全管理士 田畠 裕司 氏
 公益社団法人全日本トラック協会
 交通・環境部課長 吉田 将一 氏
 鹿児島産業保健総合支援センター
 小田原 努 氏



■内容

- ・過労死等の実態について
- ・過労死等防止計画について
- ・ドライバーの健康管理等について



令和2年度安全性評価事業申請に向けた説明会

■開催場所等

鹿児島地区（鹿児島県トラック研修センター）

月 日 令和元年11月18日（月）出席者 13社15名

大隅地区（大隅地区研修センター）

月 日 令和元年11月19日（火）出席者 9社11名

北薩地区（北薩地区研修センター）

月 日 令和元年11月19日（火）出席者 9社10名



■目的

安全性評価事業（Gマーク）のさらなる普及・拡大

■内容

令和2年度安全性評価事業の更新事業所及び新規申請予定事業所を対象に説明会を開催しました。

- ・安全性評価事業の概要について
- ・申請までのスケジュール
- ・項目別判断基準について
- ・必要書類の説明 他



合同就職説明会事前説明会

月 日 令和元年11月26日（火）

場 所 鹿児島県トラック研修センター

■目的

令和2年2月に実施する合同就職説明会を効果的なものとするため、当日までの準備や当日の流れと対応等について事前説明を実施。



■出席数

41名

■内容

- ・説明会の概要について

講師：（株）あつまるホールディングス大分支店 支店長 坂本 光浩 氏

- ・質疑応答

■その他

公益財団法人産業雇用安定センターのご紹介

講師：公益財団法人産業雇用安定センター 野添 博利 氏

令和元年11月1日から、 一般(特定)貨物自動車運送事業に関する 各種申請・届出の審査基準が変わりました

改正貨物自動車運送事業法のうち、規制の適正化、及び事業者が遵守すべき事項の明確化に関する部分が令和元年11月1日から施行されることに伴い、同日以降になされる申請・届出の審査基準が変わります。

令和元年11月1日以降に受け付けた申請・届出から、新しい審査基準が適用されます。

令和元年10月31日までに受け付けた申請・届出には、変更前の審査基準が適用されます。

許可の欠格事由に該当する範囲が拡充されます

- ・許可の取消等の後の欠格期間が2年から**5年**に延長されます。
- ・**処分逃れのため自主廃業を行った者**も欠格事由に該当することとなります。
- ・許可を受けようとする者と**密接な関係を有する者**が許可の取消を受けている場合も欠格事由に該当することとなります。

許可申請の資金計画審査が厳格になります

- ・事業の継続遂行のための経済的基礎(資金)を有していることの審査が厳格になります。
- ・具体的には、許可申請に係る資金計画として計上する費用のうち以下のものについて、それぞれ以下のとおり**所要資金として計上が必要な期間が延長され**、それを満たす自己資金が申請時点から継続して確保されていることが必要となります。
 - ・人件費、燃料費、油脂費、修繕費 2ヶ月分 → 6ヶ月分
 - ・車両費、施設購入・使用料 6ヶ月分 → 1年分

事業者が遵守すべき事項として、車両の任意保険について、対物200万円以上であることを新たに確認します(新規事業者・既存事業者共通)

- ・車両の任意保険について、従来より確認していた**対人無制限**であることに加え、**対物200万円以上**であることを新たに確認することとします。
- ・この基準は、事業の適確な遂行に関する遵守義務規定の新設に伴い、**既存の事業者**にも適用されます。

営業所、休憩・睡眠施設における、必要な備品等の備え付けを写真により確認します

- ・営業する上で必要となる、或いは、運転手の**休憩、睡眠**のために必要となる備品の確認のため、申請書に備品の配置のわかる写真を添付していただきます。
- ・例えば、営業所であれば、机や電話、パソコン、コピー機などが想定されますし、点呼を行うスペースの確保などもあります。また、**休憩・睡眠施設**であれば、ソファーや布団、ベッド、給湯器などが考えられます。
- ・ただし、**事業者毎に**必要となる備品が相違する場合がありますので、そのような場合は、**個別の判断**を行うこととなります。また、建物が**建設中**などの場合には、建設後、写真を提出いただくなど、後日、確認を行うことになります。

許認可申請の法令遵守要件が厳格になります

- ・許可申請や事業規模の拡大となる認可申請にあたっての法令遵守について、従来は他の法人において常勤の役員として一定期間内に所定の行政処分を受けていないことを要件としていましたが、改正後は**常勤・非常勤問わず**、一定期間内に役員として所定の行政処分を受けていないことが要件となります。
- ・上記の「一定の期間内」について、従来の「申請日前3ヶ月(悪質な違反の場合は6ヶ月)又は申請日以降」から「申請日前**6ヶ月**(悪質な違反の場合は**1年間**)又は申請日以降」へ延長します。

許認可申請において事業用施設の使用権原を確認する期間を延長します(新規・事業計画変更共通)

- ・営業所、休憩・睡眠施設、自動車車庫が借入である場合に確認する契約期間を「概ね1年」から「概ね**2年**」に延長します。
- ・ただし、契約期間満了時に自動的に更新される条項が含まれている場合は従来どおり認められます。

原則として、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用することが必要となります

- ・標準貨物自動車運送約款を使用せず独自の運送約款を制定し認可を受ける場合、**運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていることが認可基準として追加されます。**(宅配便等、運送の性質上困難であると認められる場合を除く)
- ・標準約款も含め、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用するには、**運賃と別建てで収受する料金の届出を行っていることが必要です。**

車庫に関しては、他の施設と明確に区分されていることを確認します

- ・例えば、資材置き場等と併設されている場合などに、駐車スペースに資材が積まれており、事業用自動車の車庫として、実質使用できない、といったものを防ぐ目的でこれまで提出を依頼しておりましたが、より具体的に明文化しています。

以下①～③のいずれかに該当する増車・減車が、事前届出制から認可制に変更となります

① 変更後の車両数が最低車両台数(5両)を満たさないこととなる増車・減車

- ・**変更後の車両数が最低車両台数(5両)未満となる場合は、増車・減車いずれの場合であっても認可制となります。**
例えば変更後の営業所車両数が「5両→4両」、「4両→3両」、「3両→4両」となる増減車はいずれも認可制となります。(「4両→5両」であれば事前届出制となります。)
- ・このケースによる認可申請においては、増車・減車いずれの場合も、最低車両台数を満たすための具体的な計画書の添付が必要となります。
- ・**5両未満となる減車(「5両→4両」、「4両→3両」等)は、災害、事故、故障により車両が使用不能となり、代わりの車両が確保されるまでの間のものである場合に限り認められます。経営上の都合によるものや、代わりの車両を確保する時期が未定のものは認められません。**
- ・**引き続き5両未満となる増車(「3両→4両」等)は、最低車両台数を満たす具体的な計画がある場合に限り認められます。**

増車が②③に該当しないことの確認は上記の宣誓書により行うので、**増車を事前届出により行おうとする場合であっても、必ず上記の宣誓書を添付してください。**

② イ～ハのいずれかに該当する等、法令遵守が十分でないおそれがある者が行う増車

- イ 密接関係者が許可の取消しを受け5年を経過しない者である場合
- ロ 増車を行う営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合
- ハ 増車を行う営業所について、申請日前1年間に、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けている場合
- ・**増車を行うにあたっては、上記イ～ハのいずれかに該当する事項があるかを確認し、該当事項がある・ないに関わらず、所定の様式の宣誓書を増車の申請・届出に添付してください。**
(宣誓書の様式は九州運輸局ホームページに掲載します。)
- ・**該当事項がある場合の増車は、認可制となります。**
- ・**このケースによる増車認可申請の審査は、以下の「事業規模の拡大」に準じて行います。**

③ 当該営業所の車両数が申請日3ヶ月前時点から30%以上増加することとなる増車(当該3ヶ月間で増加する車両数が10両以下の場合を除く)

- ・**増車を行おうとする営業所について、「今回増加する車両数+申請日前3ヶ月間に増加した車両数(※)」が申請日3ヶ月前時点の当該営業所の車両数の30%以上となる増車は、「一定の規模以上の増車」として認可制となります。**
※例えば当該3ヶ月間に10両増車・5両減車している場合、申請日前3ヶ月間に増加した車両数は5両として計算します。
- ・**ただし、「今回増加する車両数+申請日前3ヶ月間に増加した車両数」が10両以下である場合は「一定の規模以上の増車」からは除かれ、30%以上の増加となる場合であっても事前届出制となります。**
- ・**増車を行うにあたっては、認可制の増車か事前届出制の増車かの確認のため、所定の様式の宣誓書(②の宣誓書と共通)に上記の確認結果を記載の上、増車の申請・届出に添付してください。**
- ・**このケースによる増車認可申請の審査は、以下の「事業規模の拡大」に準じて行います。**

事業規模の拡大が制限されるケースを追加します

- ・**事業規模の拡大となる認可申請(例:営業所の新設、車庫の拡張、一定の規模以上の増車等)が制限されるケースを、イ～へのいずれかに該当する場合へ拡充します。**
(イは確認期間を3ヶ月(6ヶ月)から6ヶ月(1年間)へ延長、ロ～へは新設。)
- ・**事業規模の拡大となる認可申請にあたっては、下記のいずれにも該当しないことを確認し、所定の様式の宣誓書を添付してください。**
 - イ 申請日前6ヶ月(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降に九州運輸局管内において所定の行政処分を受けた
 - ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた
 - ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させた
- 二 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていないものがある(特別な事情がある場合を除く)
- ホ 事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がある
- ヘ 運賃と料金とを区分して收受する旨が明確に定められていない運送約款を使用していない(宅配便等、運送の性質上困難であると認められる場合を除く)

事業の休止・廃止届が事後届出制から事前届出制に変更となります

・從来、30日以内の事後届出制であった事業の休止届及び廃止届について、30日前までの事前届出制に変更となります。

各種許認可申請の標準処理期間を1ヶ月延長します

・審査の拡充に伴い、各種許認可申請の標準処理期間を1ヶ月延長します。

- (例)
- | | | | |
|---|-------|---|-------|
| 一般貨物自動車運送事業の許可 | 3～4ヶ月 | → | 3～5ヶ月 |
| 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可
(運輸支局長権限に係るもの) | 1～2ヶ月 | → | 1～3ヶ月 |
| (その他のもの) | 1～3ヶ月 | → | 1～4ヶ月 |
| 一般貨物自動車運送事業の譲渡及び譲受けの認可 | 1～2ヶ月 | → | 1～3ヶ月 |
| 一般貨物自動車運送事業たる法人の合併又は分割の認可 | 1～2ヶ月 | → | 1～3ヶ月 |

令和元年11月1日以降に適用される申請様式等は九州運輸局HP(http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file11_3.htm)をご覧下さい。

＜お問い合わせ先＞

- | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| ○九州運輸局自動車交通部貨物課
TEL:(092)472-2528 | ○福岡運輸支局 輸送
TEL:(092)673-1191 | ○佐賀運輸支局 企画輸送・監査
TEL:(0952)30-7271 |
| ○長崎運輸支局 輸送・監査
TEL:(095)839-4747 | ○大分運輸支局 輸送・監査
TEL:(097)558-2107 | ○熊本運輸支局 輸送・監査
TEL:(096)369-3155 |
| ○宮崎運輸支局 輸送・監査
TEL:(0985)51-3952 | ○鹿児島運輸支局 輸送・監査
TEL:(099)261-9192 | |

お知らせ掲示板

INFORMATION/

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、令和元年11月1日から、事業用自動車の増車を行う場合は、この宣誓書の添付が必要となります。

印

鹿児島運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。 はい いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。 はい いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。 はい いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときは除く。) はい いいえ

項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所 _____

氏名又は名称 _____

印

代 表 者 _____

鉄道橋への衝撃事故防止のお願い

本年9月以降、大分市内生石の高架でのトラックの事故が多発しています。列車の運行に支障が生じた場合は**損害賠償請求**される可能性もありますので、事故防止に協力をお願いします。



分 総 第 2 4 6 号
2019年11月 8日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 御中

九州旅客鉄道株式会社
執行役員大分支社長 貞苅 路也



鉄道橋への衝撃事故防止のお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、弊社におきまして、鉄道の安全安定輸送を確保する観点から、橋桁と道路との高さ管理を強化し、必要により橋桁と自動車との衝撃を回避するための防護工を設置するなどの対策を実施しているところです。

しかし、近年、橋桁（陸橋）及び防護工への衝撃事故が年々増加しており、特に大分県大分市内、日豊本線東別府・西大分間祓川橋りょう（大分県道696号高崎大分線）で2019年1月～11月間で10件の防護工への衝撃事故が発生しております。事故を発生させたトラック会社を調査しますと大分県内にとどまらず、九州一円のトラック会社であります。

衝撃事故が発生しますと、社員が現地確認を行い鉄道の安全が確保出来るまで列車抑止を行うので多くのお客様にご迷惑をお掛けするだけでなく、最悪の場合、列車脱線事故が発生する可能性もあります。

この種の事故は、高さ制限に対する自動車運転者のモラルによるところが大きく、決定的な事故防止対策の実施は困難な状況であります。貴協会にご加入の皆様におかれましては、平素から従業員等に対し関係法令遵守を指導しておられることとは存じつつ、運搬時等における高さ制限の遵守についてさらに貴県協会傘下会社への指導徹底をしていただき、同種事故防止にご協力をお願い申し上げます。

2019年1月～11月衝撃事故発生一覧

発生年月日	発生時刻	線路左右	運転支障	衝撃したもの
2019.1.4	8:55	右側	有	トラック（大分県）
2019.2.23	15:55	右側	有	トラック（大分県）
2019.4.9	7:54	右側	有	トラック（大分県）
2019.7.19	13:10	右側	無	トラック（宮崎県）
2019.9.10	16:52	右側	有	トラック（大分県）
2019.10.11	14:35	右側	有	トラック（不明県）
2019.10.18	13:20	右側	有	トラック（高知県）
2019.10.22	9:05	右側	有	トラック（大分県）
2019.11.8	11:09	左側	有	トラック（佐賀県）
2019.11.8	11:55	左側	有	トラック（宮崎県）

※線路左右 右側（海側） 左側（山側）

※道路制限高さ：3.5m（橋桁防護工～道路面）

貨物自動車運送事業法の一部改正に伴う 関係通達の一部改正等について

トラック運送業の健全な発達に向けた改正制度が本日スタート ～貨物自動車運送事業法改正に伴い関係通達を整備しました～

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律による改正事項のうち、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」については、本日から施行されます。これに伴い、必要な関係通達の整備を行いました。

1. 背景

トラック運送業の健全な発達及びトラックドライバーの労働条件の改善等を図るため、昨年、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われ、①、②については本日から施行することとされています。

これらの改正に伴い、本年8月1日及び11月1日に関係省令等を公布・発出しており、これらの関係省令等についても本日から施行します。

※：③については令和元年7月1日に施行済み。

④については公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

2. 関係省令・通達の主な内容

【本年8月1日に公布・発出分】

本年8月1日に第1弾となる関係省令・通達を公布・発出しています。

(参考：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000192.html)

【本年11月1日に発出分】

① 行政処分等の基準の見直し（別紙参照）

改正法により新設又は改正された事項の違反行為に対し、新たに処分量定の新設を行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行いました。

② 荷主勧告制度の改正

トラック事業者の法令違反行為に荷主の関与が認められた場合等に警告書を発出する対象に、「違反行為に係る荷主が過去3年以内に、支社等の別・法令違反行為の種別を問わず5回の協力要請を受けた場合」を追加しました。

③ 悪質な法令違反に関する早期改善の徹底

30日間の事業停止に相当する違反（例：運行管理者不在等）があった場合など輸送の安全に係る特定の違反事実が確認された場合に、輸送の安全確保命令を発出することとするなど、悪質違反の早期改善を促すための通達を制定しました。

3. スケジュール

施行：令和元年11月1日（金）

【問い合わせ先】（代表：03-5253-8111）

1. 及び2. ①、②に関すること：自動車局貨物課トラック事業適正化対策室

梅田、神崎、伊丹（内線 41353,41334）（直通：03-5253-8575）（FAX：03-5253-1637）

2. ③に関すること：自動車局安全政策課

倉持、鎌塚、澤田（内線 41632,41633）（直通：03-5253-8566）（FAX：03-5253-1638）

2. ①行政処分等の基準の見直し

処分量定の新設・引上げ

○貨物自動車運送事業法改正により新設・改正された事項の違反行為について、処分量定の新設・引上げを実施。

主な改正

《新 設》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の認可違反 (法第9条第1項)

・10日車

必要な認可を受けずに増車又は減車をしていた場合

▷ 社会保険等の未納付 (法第24条の4)

・20日車

・健康保険
・労働者災害補償保険
・厚生年金保険
・雇用保険

▷ 損害賠償の支払能力確保義務違反 (法第24条の4)

・20日車

《加入すべき任意保険(事業規模により除外)
対人:無制限 対物:200万円以上

《現 行》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別違反

(法第9条第1項)

・警告

認可を受けずに種別(普通・轍板)の変更があった場合

《改 正》 初違反

▷ 各営業所に配置する事業用自動車の種別違反

・10日車【引上げ】

令和元年八月十三日から九月二十四日及び十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮のお願い

本年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨により、佐賀県及び千葉県地域等において、また、本年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨によって、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県において重大な被害が生じているところです。これに伴う取引上の影響も、被災地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

つきましては、国土交通大臣及び経済産業大臣の連名により、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、親事業者に対する下記要請がありましたのでお知らせします。

1. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押し付けることがないよう、十分に留意すること
2. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限りの従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

令和元年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検 ～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

特に昨今、乗員の飲酒問題や公共交通機関の信頼を失いかねない事故等が発生している。国土交通省においては、これまでに発生した事故や豪雨、台風等による輸送障害といった近年の輸送情勢も踏まえ、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進してきたところである。引き続き、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためにには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、テロの脅威は先進国を含めて世界各地に拡散し、最近のテロの対象として、警備や監視が手薄で不特定多数が集まる、いわゆるソフトターゲットが標的になる傾向があるなどテロ情勢は一層厳しさを増している。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、令和2年にオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を控えている。本年のラグビーワールドカップで得られた教訓を活かしつつ、さらなる対応力の向上が図られるよう、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同法に基づき政府及び国土交通省等の行動計画が策定されている。これらを踏まえ、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する。

第2 期間

令和元年12月10日（火）～令和2年1月10日（金）

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4点の点検に特に留意する。

- 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場におけるうがい・手洗い等感染防止対策の周知・徹底状況

第4 点検事項

- 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- 運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタヤ等の定期点検実施状況）
- コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- バスター・ミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 新型インフルエンザ対策の実施状況

第5 実施要領

事業者は、総点検最高責任者を選任し、点検表に基づき、事前に十分な計画を定めて自主的に点検を実施する。

第6 報告

- 令和2年1月10日（金）までに、その結果（安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合、総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況も併せて併記）を同封の点検表に記入し、鹿児島県トラック協会へFAX（099-261-3113）で返送してください。

令和元年度年末年始の交通事故防止運動

令和元年度

令和元年12月10日(火)～令和2年1月10日(金)

年末年始の交通事故防止運動

スローガン 「年末年始 マナーアップで 事故防止」



鹿児島県交通安全県民運動推進協議会 【事務局:鹿児島県 総務部 男女共同参画局 くらし共生協働課】



年末年始の交通事故防止運動

令和元年12月10日(火)
～令和2年1月10日(金)

1 早朝、夕暮れ時、夜間の交通事故防止

年末年始は、早朝、夕暮れ時、夜間ににおいて重大事故に繋がるおそれのある交通事故が増加する傾向にあります。

車を運転する際は、早めにライトを点灯するとともに、対向車や先行車がない場合は、原則「上向きライト」で走りましょう。



3 (サン) ライト運動

- ①夕暮れ時の早めのライト点灯
- ②原則「上向き」ライト点灯
- ③トンネル内ライト点灯

2 高齢者の交通事故防止

●高齢運転者の皆さんへ

アクセルとブレーキの踏み間違い等による事故が発生しています。

加齢に伴う身体機能等の変化に応じた運転を心掛けるとともに、体調や天候、道路環境等が悪いときは、運転を控えましょう。

また、運転に自信のない方は、家族の方と運転免許証の自主返納等を話し合いましょう。

●歩行者の皆さんへ

早朝、夕暮れ時、夜間などに外出するときは、明るい色の服装に夜光反射材を着用しましょう。

また、道路を横断する時は、左右の安全を確認しましょう。

3 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は重大な犯罪です!
二日酔い運転も絶対に許されません!
- 一人ひとりが、「飲酒運転を絶対にしない、させない。」
という強い意志を持って、飲酒運転を根絶しましょう!



4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●鹿児島県の後部座席シートベルト着用率は「全国ワースト1位」[※]

※H30.10調査結果

- 運転者は、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトやチャイルドシートが正しく装着されていることを確認しましょう!
- チャイルドシートは子どもの体格に合ったものを使用しましょう!



5 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの向上

●ヘルメットの着用 (※中学生以下の子の着用は保護者に義務)

万が一の交通事故に備え、被害軽減に有効なヘルメットを着用しましょう。

●自転車損害賠償保険等への加入義務

自転車事故で他人にケガを負わせた時に、相手方を補償する保険に必ず加入しましょう。

- 「かごしま自転車安全利用五則」の励行で自転車利用時の交通ルールを守りましょう!



運行管理者等基礎講習の案内

平成 31 年度運行管理者等基礎講習が下記のとおり開催されます。

※運行管理者試験を受験する方は、本講習の申込とは別に（公財）運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要になります。

平成 27 年度より、基礎講習修了証に「旅客」、「貨物」を明示するようになりましたので、予約の際は、希望の業種に間違いのないよう確認してください。運行管理者試験の受験資格についても、旅客・貨物の試験区分に応じた基礎講習を修了した者と改訂されていますので注意してください。

☆実施機関：自動車事故対策機構

1. 開催日時及び場所

開催日	会 場	所在地
1月 21 日 (火) ~ 1月 23 日 (木)	鹿児島県市町村自治会館 4 階大ホール	鹿児島市鴨池新町 7-4

講習時間

1 日目 10:00 ~ 17:00	2 日目 10:00 ~ 17:00	3 日目 10:00 ~ 15:30
--------------------	--------------------	--------------------

※受付時間（初日）午前 9 時～午前 9 時 50 分まで （注）講習を修了するためには、3 日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

①インターネット予約（申込みは令和元年 10 月 11 日（金）から開始）

NASVA ホームページ <http://www.nasva.go.jp/> から「講習の予約はこちらから」へ進み、申込み後は、必ず「講習予約確認書」を印刷し、講習初日の受付時に提出してください。

②インターネット以外の手続き（申込みは令和元年 11 月 1 日（金）から定員に達するまで）

鹿児島支所まで連絡（099-213-7250）ください。「基礎講習受講予約申込書」を FAX します。必要事項を記入し、郵送（切手を添付した返信用封筒を添えて）にて申込みください。後日「講習予約確認書」が返送されてきますので、講習初日の受付時に提出してください。なお、システムの仕様により、インターネット予約優先となります。

注：申込は先着順で受け付けており、定員になり次第、申込みを締め切ります。締め切り：令和 2 年 1 月 14 日（火）

3. 携行品

(1)「講習予約確認書」 (2) 受講料 8,900 円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）

(3) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）

(4) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方） (5) 筆記用具等

4. 講習修了証書等の交付

3 日間の基礎講習を全て受講し、試問の結果が一定基準に達した方に、運行管理者等指導講習手帳（講習修了の証明）と、修了証書を交付します。

5. その他

(1) 駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関の利用か、乗合せて来場ください。（県庁には駐車できません。）

☆実施機関：みゆき学園

1. 開催日時及び場所

開催日	会 場	所在地	定員
1月 27 日 (月) ~ 29 日 (水)	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名

講習時間

1 日目 10:00 ~ 17:00	2 日目 10:00 ~ 15:00	3 日目 10:00 ~ 17:00
--------------------	--------------------	--------------------

※受付時間（初日）午前 9 時 30 分～午前 9 時 50 分 （注）講習を修了するためには、3 日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ <http://www.keiyu-ds.co.jp/> から「運行管理者等指導講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAX または郵送で㈱みゆき学園交通安全教育センターまでに申込みください。送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必ずお願いします。

3. 携行品

(1) 本人確認書類（運転免許証等） (2) 受講料 8,900 円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）

(3) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）

(4) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方） (5) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

(1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ません。

(2) 申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前に連絡してください。

(3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り乗り合せて来場ください。

(4) 全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証を交付します。一部欠席等があると修了証の発行はできず、料金の返金もできません。

【問合せ及び申込書送付先】

独立行政法人自動車事故対策機構鹿児島支所
〒890-0062 鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル5F
TEL:099-213-7250 FAX:099-213-7252

株式会社みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL:0986-38-1001 FAX:0986-38-0908

運行管理者等一般講習の案内

※講習の対象者

- (1) 運行管理者に選任されている方のうち、平成30年度に受講していない運行管理者
- (2) 初めて選任届出をした運行管理者
- (3) 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故）を起こした営業所又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者
- (4) 運行管理者の補助者及びその他受講を希望される方

○実施機関：自動車事故対策機構

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	申込受付日
2月13日(木)	貨物	川内文化ホール	薩摩川内市若松町3-10	インターネット：10月15日 郵送：11月1日 締め切り：2月3日

※平成27年1月より「貨物」、「旅客」のいずれの講習を受講したか、講習手帳に明示しています。つきましては、「貨物」の方は必ず上記日程で受講してください。

【受付時間】9:00～9:45 【講習時間】9:45～16:00

2. 申込み方法（インターネットによる予約が必要です。）

- ・インターネットの予約申込を優先します。
- ・インターネット環境のない方は、自動車事故対策機構鹿児島支所まで連絡してください。申込書を送付しますので、必要事項を記入の上、受付期間内に郵送（返信用封筒を添えて）にて申込みください。
【ナスバのホームページアドレス <http://www.nasva.go.jp>】

※先着順に受付しますので、早めに申込みください。

3. 講習の手数料

1名 3,200円（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日必要なもの

- (1) 予約確認書（ネット予約の方）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳
(手帳を持っていない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm)

○実施機関：みゆき学園

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	定員
1月18日(土)	貨物	宮ト協 研修会館	宮崎市恒久1丁目7-21	120名
1月25日(土)	貨物	鹿ト協 トラック研修センター	鹿児島市谷山港2丁目4-15	100名

【受付時間】9:30～9:50 【講習時間】10:00～16:00

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ <http://www.keiyu-ds.co.jp/> から「運行管理者等指導講習」へ進み、受講申込書をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAXまたは郵送で株式会社みゆき学園交通安全センターまで申込みください。送付された受講申込書に「受講受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着でお願いします。

3. 講習の手数料

1名 3,200円（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日必要なもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳
(手帳を持っていない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm)
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

【問合せ及び申込書送付先】

独立行政法人自動車事故対策機構鹿児島支所
〒890-0062 鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル5F
TEL:099-213-7250 FAX:099-213-7252

株式会社みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL:0986-38-1001 FAX:0986-38-0908

整備管理者「選任前」研修の案内

整備管理者「選任前」研修が下記の通り実施されます。受講該当者及び受講希望者は、
別紙の受講申込書（事前申込）に必要事項等を記入の上、1月7日（火）【厳守】までに、
FAX（下記参照）で鹿児島県トラック協会に申込みください。

注1：受講された方は、再度受講の必要はありません。

注2：整備士の資格を持っている方は、受講の必要はありません。

記

1. 日 時

令和2年1月15日（水）13時30分から17時00分

2. 場 所

鹿児島県トラック研修センター
(鹿児島市谷山港2丁目4-15)

3. 定 員

100名（定員になり次第、締切とします）

4. 研修内容

- ①整備管理者制度の趣旨、目的について
- ②整備管理者の法定業務について
- ③その他

5. その 他

- ①受講者は当日「運転免許証」等本人確認が出来るものを持参ください。
- ②研修受講者には、修了証明書が交付されます。
- ③駐車場については、鹿児島運輸支局構内（鹿児島市谷山港2丁目4-1）に駐車ください。
研修会場には駐車できません。

【問合せ】

（公社）鹿児島県トラック協会 適正化事業課
TEL 099-210-9498 FAX 099-262-5500

◆整備管理者「選任前」研修受講申込書◆

記入例	● ● 運送株式会社 ▲ ▲ 営業所等	
会社名	営業所	
連絡先 (担当・TEL)	担当者名() TEL() - · FAX() -	
(氏名) ふりがな 受講者名	※正確な氏名を記入してください。例:高→高・浜→濱等々	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
住 所	※「現住所」を記入してください。	
開催日・開催場所	受 講 時 間	
令和2年1月15日(水) 鹿児島県トラック研修センター	13時30分～17時00分	
<p>●身分証明(自動車運転免許証等)の写し貼付スペース</p> <p>※修了証明書の交付時に氏名・住所・生年月日等正確に確認するため下記又は別紙に添付の上、申込をお願いします。</p>		
運転免許証(写し)等添付		

1. 個人情報保護法に基づく個人情報の利用目的等について

- ・本申込における個人情報の収集は鹿児島運輸支局及び鹿児島県トラック協会以外の第三者への提供・開示は一切ありません。
- ・この申込で得た個人情報は、受講者名簿作成及び修了証明書交付、その他付帯する業務に利用し細心の注意と最大限の努力をもって保護・管理を行います。

注1:受講については「事前」に申込み必要です。申込期限は1月7日(火)まで。(申込厳守)

注2:「整備士」の資格を持っている場合は、受講の必要はありません。

注3:現在整備管理者として選任されている場合は、受講の必要はありません。

整備管理者「選任後」研修の案内

◆重要◆事前申込が必要です。

整備管理者に対する研修が下記のとおり実施されます。整備管理者に選任されている方は、2年に一回の研修受講の義務がありますので必ず受講をお願いします。

選任されている方とは、鹿児島運輸支局へ選任届出をしている方のことです。

開催日時	開催場所	受講対象	定 員
令和2年1月9日（木）	鹿児島県トラック研修センター (鹿児島市谷山港2丁目)	トラック	100名
令和2年2月20日（木）	鹿児島市民文化ホール (鹿児島市与次郎2丁目3番1号)	全事業者	200名

※鹿児島県トラック研修センターで受講される方は、鹿児島運輸支局構内（鹿児島市谷山港2丁目4-1）に駐車してください。

※鹿児島市民文化ホールで受講される方は、駐車場料金200円がかかります。

※定員になり次第、締切とします。

■研修時間

13時30分～17時00分（受付13時00分～）

■受講対象者

- 平成30年度の整備管理者選任後研修終了以降、新たに選任された者
- 平成30年度に受講しなかつた者
- 受講を希望する者

※整備主任者研修、自動車検査員研修の受講免除は平成27年度より廃止されていますので、整備管理者に選任されている方は必ず受講してください。

■その他

- 整備管理者手帳・研修受講証をお持ちの方は、持参してください。
なお、お持ちでない方は、研修受講証を交付します。
- 事前の申込が必要です。別紙申込書に必要事項を記入の上、受講希望日の1週間前までにFAX（099-262-5500）ください。
- 鹿児島県トラック研修センターには駐車できません。
- テキスト代は、無料です。

◆整備管理者「選任後」研修受講申込書◆

(ふりがな)			
会社名			
営業所名			
営業所住所			
申込責任者			
連絡先	電話	() -
	FAX	() -

受講者氏名 (ふりがな)	生年月日	現在の職名 (○印をする)	受講希望日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日
()	昭・平 年 月 日	1. 整備管理者 2. 補助者 3. その他	月 日

1. 個人情報保護法に基づく個人情報の利用目的等について

- ・本申込における個人情報の収集は鹿児島運輸支局及び鹿児島県トラック協会以外の第三者への提供・開示は一切ありません。
- ・この申込で得た個人情報は、受講者名簿作成及び修了証明書交付、その他付帯する業務に利用し細心の注意と最大限の努力をもって保護・管理を行います。

【問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課
TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500

「トラック運送業界の景況感(速報) 令和元年7月～9月期」の調査報告

全日本トラック協会が標記調査報告を取りまとめました。

詳細は、全日本トラック協会ホームページで確認してください。

業況判断指数（日銀短観9月調査）は米中貿易摩擦の長期化など、世界経済の減速が続くなか、大企業・製造業は3期連続で悪化し、2013年6月調査以来の低水準となつた。

こうしたなか、令和元年7月～9月期のトラック運送業の景況感は、運賃・料金の水準はプラス圏で推移、「一般貨物」、「宅配以外の特積貨物」では消費税率引上げによる駆込み需要を背景に輸送数量が改善し、その結果、営業収入及び営業利益、経常利益が改善基調となつたことから、業界の景況感は▲27.3となり、前回（▲30.3）から3.0ポイント改善した。

なお、今後の見通しは、消費税率引上げによる駆込み需要の反動減の影響から輸送数量が減少、さらに人件費の上昇圧力及び燃料コスト負担増を背景に、経常利益を押下げる予想を受け、▲43.4（今回▲27.3）と16.1ポイント悪化する見込みである。

正しい運転・明るい輸送運動表彰の案内

全日本トラック協会では、「正しい運転、明るい輸送運動表彰」を下記の基準により表彰を行つています。

表彰基準を確認し、鹿児島県トラック協会へ推薦してください。

1. 表彰基準

- ①本運動期間中（令和元年11月16日～令和2年1月10日）に無事故であり、かつ本運動を含む歴年の一年間に傷害以上の大きな事故を起こさなかつた従業員および事業所（車両の損壊、作業事故、交通事故等すべてを事故とみなし、歴年とは1月1日から同年12月31日までをいう。）
- ②本運動期間中に本運動の目標に沿う事項に関し、関係当局、地方公共団体あるいは荷主から、感謝もしくは表彰された従業員および事業所もしくは団体
- ③荷役機械、自動車部品および作業方法等の発明、考案もしくは改良を行い、事業経営の改善向上に寄与した者
- ④人命救助、重大事故もしくは危険物の事故防止に功績のあつた者
- ⑤その他、事業経営の改善向上、交通事故防止、作業安全およびサービス向上等に関し、著しく功績のあつた従業員および事業所もしくは団体

2. 表彰定数

鹿児島県の定数 事業所 1 従業員 2人

3. 提出書類

- ①事業所表彰 推薦者名簿（様式1）
- ②従業員表彰 推薦者名簿（様式1）、運転免許証のコピー、委任状
※上記書類は鹿児島県トラック協会ホームページの「お知らせ」よりダウンロードいただくか、電話にて問合せください。

4. 提出期限

令和2年1月30日（木）

【問合せ及び提出先】

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課 TEL:099-261-1167

鹿児島県信用保証協会からのお知らせ

2020年10月3日～10月26日の期間に開催される「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」まで1年をきりました！

当協会では、この50年に一度のイベントの開催に合わせた期間限定のお得な保証制度「**チェスト保証**」を今年度より創設しています！

＜チェスト保証パンフレット＞



制度の特徴

- ・2020年10月31までの期間限定
- ・保証料一律0.2ポイント引き下げ、最大で約44%の割引
- ・運転設備資金として期間20年の利用が可能

チェスト保証とは…

この一大イベントを契機として、前向きな設備投資等を行う中小企業者の皆さんを支援するために創設された制度

＜制度概要＞

対象となる方	次のすべての要件に該当する中小企業者 1 当協会との取引実績がある方 2 引き続き2年以上事業を営む方 3 確定申告書（個人事業者の場合は、青色申告で貸借対照表を作成する方）の写しを直近2期分提出できる方 4 取扱金融機関との取引等が次の何れかに該当する方 ア 与信取引が1年以上あり、申込時において、プロパー融資の残高がある イ 本保証と同時にプロパー融資を行う
保証限度額	設備資金または運転設備資金 2億8,000万円以内
保証期間	20年以内
保証料率	年0.25%～1.70%
融資利率	金融機関所定の利率

詳しくはお電話にてお問い合わせください

保証部 TEL 099-223-0271

イライラ運転の防止方法を社内教育に取り入れませんか？

アンガーマネジメント 講習会

令和元年12月11日(水) 13:30～15:30

場所 鹿児島県トラック研修センター
鹿児島市谷山港二丁目4-15

怒りを
コントロールして
運転中のイライラ
を防止！

「感情のコントロール
～怒りとどう向き合うか～」

講師：増山 ちとせ 氏

日通ハートフル(株) 講師・ビジネスサポート事業部
日本アンガーマネジメント協会認定講師

- 
- 最近、「あおり運転」が社会問題となり、「イライラ・怒りの感情」と上手に付き合うためのアンガーマネジメントが注目されています。
 - 感情のコントロールを間違えると、「あおり運転」や「虐待」、「パワハラ」等に繋がることもあります。
 - 怒りと叱るの違いを理解して、職場全体のコミュニケーションを良好に保ち、仕事が円滑に進むよう、内面の「働き方改革」をしてみませんか？

別紙申込書にてお申込みください。定員になり次第締め切ります。

FAX:099-261-1169

アンガーマネジメント講習会参加申込書

※女性職員やドライバーの方も是非ご参加ください。

会社名	
参加者氏名	
参加者氏名	
参加者氏名	
参加者氏名	
ご連絡先	TEL
	FAX

【問合せ】

(公社)鹿児島県トラック協会 経理課

TEL : 099-261-1167

FAX : 099-261-1169

令和元年度物流セミナー

令和2年2月3日(月) 14:00~16:00

鹿児島市民文化ホール 第2ホール

講師：岡本 行夫 氏 演題：混迷強まる世界の中で 日本の生きる道

講師プロフィール

岡本 行夫 氏 (外交評論家)

◆略歴◆

1968年外務省入省。
1991年に退官し、同年岡本アソシエイツを設立。
橋本内閣、小泉内閣と2度にわたり首相補佐官を務める。
外務省と首相官邸で湾岸戦争、沖縄問題、イラク復興、日米安全保障、経済案件等を担当。
シリコンバレーでのベンチャーキャピタル運営にも携る。
2011年の東北大震災後に一般社団法人「東北漁業再開支援基金・希望の烽火」を設立して、東北漁業の早期回復を支援活動。

マサチューセッツ工科大学 (MIT)
国際研究センターシニアフェロー
立命館大学 客員教授。
東北大学 特任教授。
青山学院大学 特別招聘教授。
NPO法人新現役ネット 理事長。

国際問題について政府関係機関、企業への助言活動の他、
国際情勢を分析、執筆・講演・メディアなどで幅広く活動。

◆著書◆

首相補佐官当時の回想録『砂漠の戦争 イラクを駆け抜けた友、奥克彦へ』(文藝春秋)
朝日新聞社が取材出版
『岡本行夫 現場主義を貫いた外交官 90年代の証言』
(朝日新聞出版) など

- ・どなたでも参加できます
- ・参加費無料
- ・当日受付可



TEL・FAXにて事前に申込みください。(セミナー詳細・申込みは次ページご覧ください)
※駐車場(200円/1回)に限りがありますので、出来るだけ公共交通機関を利用して下さい。

お申込み・お問合せ

(公社)鹿児島県トラック協会

TEL: 099-261-1167 FAX: 099-261-1169

公益社団法人鹿児島県トラック協会主催

令和元年度物流セミナー 参加申込書

◆日 時：令和2年2月3日（月） 14:00～16:00

◆場 所：鹿児島市民文化ホール 第2ホール

セミナープログラム		
13:00	開 場	
14:00	開 会	主催者あいさつ (公社)鹿児島県トラック協会 会長
14:10	第1部	鹿児島県トラック協会の取組みについて
14:30	第2部	講演 演 題：混迷強まる世界の中で日本の生きる道 講 師：岡本 行夫氏（外交評論家）
16:00	閉 会	

会社名		参加者数
申込者氏名		名
	*複数の場合は代表者の方をご記入ください	
ご連絡先	住所	
	TEL	

【申込み・問合せ】
公益社団法人鹿児島県トラック協会
総務企画課
TEL: 099-261-1167
FAX: 099-261-1169

鹿児島県トラック協会役員(理事) 立候補受付のお知らせ

協会では、令和2年度の役員改選に当たり役員（理事）の立候補者を受け付けることとしましたのでお知らせします。

1. 立候補を受付ける役員名

公益社団法人鹿児島県トラック協会 理事

2. 役員（理事）改選数

定款の定数 20名 現在の理事数 19名

3. 選任された役員（理事）の任期

令和2年度定時総会の日より2年間

4. 立候補資格

定款第5条アに定める普通会員（県内において貨物自動車運送事業を営む者（支店、営業所を含む。））で、次に定める要件を全て満たす者。

- ①令和2年4月1日現在で満70歳未満の者。
- ②令和2年4月1日現在で代表権を有する者又は県外本社の指定代表者の届出のある者。
- ③立候補受付日において会費滞納がない者。
- ④当協会の会員20名以上の推薦が受けられる者。
(推薦者は、推薦日現在で代表権を有する者又は県外本社の指定代表者の届出のある者で会費滞納がない者。)

5. 立候補方法

6の受付期間中に会長（事務局）あてに下記の書類を提出してください。

- ①理事立候補届出書（様式1）
- ②理事立候補に関する推薦書（様式2）
- ③自認書

※上記書式は鹿児島県トラック協会ホームページからダウンロードしていただくか、事務局へ連絡してください。

6. 受付期間

令和2年1月6日（月）～令和2年1月15日（水）

※土曜日・日曜日・休日を除く午前9時～午後5時

7. 受付場所・方法

必要書類を鹿児島県トラック協会事務局へ持参してください。

8. 問合せ・提出先

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4番15号

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課

TEL: 099-261-1167

◆役員選出方法◆

今回の理事の改選は、立候補者及び役員等候補選出委員会から選出された候補者について、定時総会の承認をもって決定します。

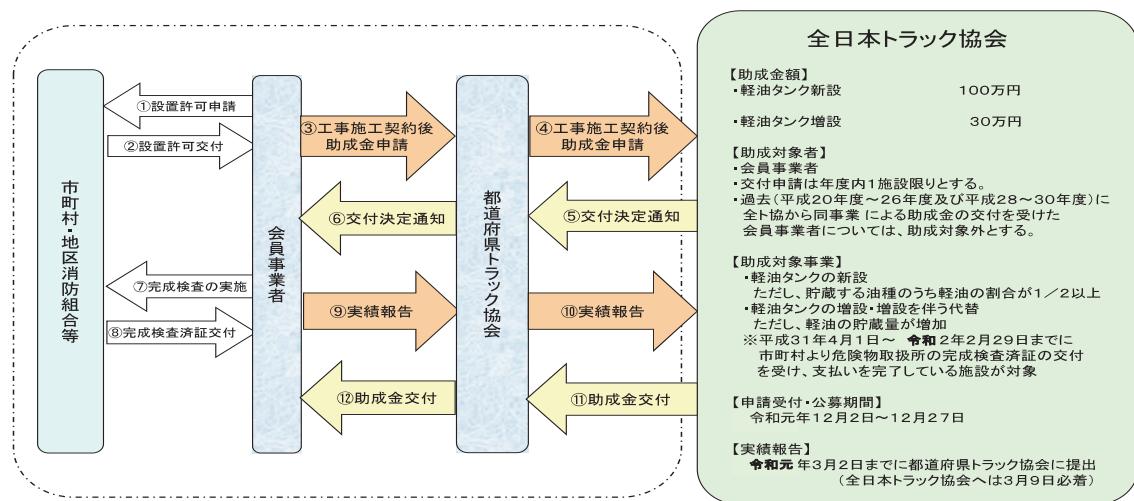
ただし、立候補者及び役員等候補選出委員会から選出された候補者数が定款の理事定数を超えた場合等は、選挙によって決定します。

令和元年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金 追加公募のお知らせ

燃料の安定的な確保に取り組む（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会員の（ア）に限る。）が自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成します。

1. 主な助成要件	1,000リットル以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替を行い、平成31年4月1日～令和2年2月29日までに市町村（又は各地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（割賦販売契約を含む。）するもの。
2. 助成対象者	（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会員の（ア）に限る。） ※トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会は、直接全日本トラック協会へ申請してください。 注1) 交付申請は年度内1施設限りとする。 注2) 過去（平成20年～26年度及び平成28～30年度）に（公社）全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。
3. 助成金額	・軽油供給施設の新設 100万円 ・軽油専用タンクの増設 30万円 ※ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。
4. 公募期間	令和元年12月2日（月）～12月27日（金） ※ただし、予算額（3,000万円）に達した時点で、申請受付を終了する。
5. 申込方法	所定の申込書に必要書類を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
6. 申込・お問合せ先	公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
7. その他	その他の詳細事項は、全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱実施細目」の定めるところによる。

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図（会員事業者）



令和元年度助成事業の案内

令和元年度の助成事業は、下記のとおりです。
詳細は、労働・環境課又は経理課へ問合せください。

令和元年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目		助成額 (単位:円)	予算額 (単位:千円)	備考
労働 ・ 安 全 対 策 事 業	安全装置等導入促進助成金	全ト協助成対象機器	20,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> ・機器価格(税抜)の1/2 (上限2万円) ・1事業者10台まで(*Gマーク認定事業者20台まで) ・側方視野確認支援装置 (車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。) ・後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 機器価格(税抜)の1/2 (上限4万円)
		上記以外の対象機器 (後方視野確認・側方視野確認支援装置)	3,000	200	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (上限3千円) ・1事業者10台まで
	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	全ト協助成対象 (型式)機器 (*国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。)	100,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> ・中型車 (*総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラック)のみ対象 1事業者3台まで(*Gマーク認定事業者6台まで) ・1台あたり装置取得価格の1/2 (上限10万円) *中小企業事業者に限る。 (資本金3億円以下、常時使用する従業員の数300人以下)
労働 ・ 安 全 対 策 事 業	ドライプレコーダ機器導入促進助成金	全ト協選定機器 ・運行管理連携型	5,000	750	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 上限5千円 ・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台(上限)まで
		全ト協選定機器 ・標準型 ・簡易型	3,000	400	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (標準・簡易型 上限3千円・以外の機器 上限2千円) ・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台(上限)まで
		上記以外の機器	2,000	200	
	アルコール検知器増強導入促進助成金		20,000	300	<ul style="list-style-type: none"> ・購入またはリース費用の1/2 ・1事業者上限2万円
	適性診断機器導入助成金		50,000	50	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用(税抜)の1/2 ・1事業者1セットまで・上限5万円
	コボレーンシート導入助成金		30,000	200	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用の1/2 (税抜)(※ダンプのみ) ・1事業者上限3万円
貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金	安全運転研修等	(特別研修) 全ト協指定研修施設のみ (安全運転中央研修所、ONGA・MIYUKI等)	各研修機関の受講料参照	1,800	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料の7割助成 (残り3割及び交通費等は、各社負担) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成(交通費等各社負担)
		ドライビングアカデミー ONGA (1泊2日)	24,000	340	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(4万8千円)の一部助成(2万4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、3万4千円助成(交通費等は、各社負担)
		ドライビングアカデミー MIYUKI (1泊2日)	20,000		<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(4万円)の一部助成(2万円) *ただし、Gマーク認定事業所は、2万8千円助成(交通費等は、各社負担)
	初任運転者等研修	県ト協(指定)【半日】 マジオDS 空港DS	10,000	1,134	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(15,400円)の一部助成(1万円) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成(交通費等は、各社負担)
		県ト協(指定) マジオDS ドライビングアカデミー MIYUKI	4,000	700	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(9,700円)の一部助成(4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、6千円助成(交通費等は、各社負担)
	事故・違反運転者研修	県ト協(指定) マジオDS	5,000	100	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(34,600円)の一部助成(5千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、1万円助成(交通費等は、各社負担)
	運転免許取得助成金	大型免許	80,000		<ul style="list-style-type: none"> ・会員が負担した免許取得費用(税抜)の1/2 *ただし、Gマーク認定事業者については、
		大型免許 (限定解除含む。)	40,000		<ul style="list-style-type: none"> 大型免許 上限10万円 大型免許(限定解除含む。) 上限5万円
		けん引	40,000		<ul style="list-style-type: none"> けん引免許 上限5万円 中型免許(限定解除含む。) 上限5万円
		中型免許 (限定解除含む。)	40,000		<ul style="list-style-type: none"> 準中型免許 上限5万円 準中型免許(限定解除) 上限3万円
		準中型免許	40,000		<ul style="list-style-type: none"> ・1事業者2名まで
		準中型免許 (限定解除)	25,000		<ul style="list-style-type: none"> *ただし、Gマーク認定事業者については、3人目から上記助成額の半額とし、1事業者5人(上限)までとする。 *ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得(普通免許を併せて取得する場合は、普通免許取得の費用を除く。)については、1事業者あたりの上限は設けない。

は Gマーク取得事業者への優遇のある助成事業です。

令和元年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目		助成額 (単位:円)	予算額 (単位:千円)	備考
労働・安全対策事業	突発性運動不能障害疾患予防対策助成金	睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（精密検査含む。） ※事前申請が必要です。（精密除く。）	一次・二次検査	5,000	1,500 ・登録台数(除く:被けん引車) 50台以上の場合 1事業者30名まで(*Gマーク認定事業者50名まで) ・登録台数(除く:被けん引車) 20～49台未満の場合 1事業者20名まで(*Gマーク認定事業者30名まで) *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで
		精密検査	10,000	50 ・精密検査費用 上限1万円 ・1事業者2名まで	
	健康診断助成金（定期健康診断）	定期健康診断	1,500	3,000 ・登録台数(除く:被けん引車) 50台以上の場合 1事業者上限30名まで ・登録台数(除く:被けん引車) 15～49台未満の場合 1事業者上限15名まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで 【共通】 常時選任運転者1人あたり 上限1,500円(1人につき年度1回のみ)	
	血圧計導入促進助成金	全ト協助成対象機器 全自動血圧計(業務用)	50,000	1,000 ・取得価格(税抜)の1/2 上限5万円 ・1事業所1台まで *中小企業事業者に限る。(資本金3億円以下、従業員300人以下)	
	適性診断受診助成金	脳ドック・心臓ドック検査	10,000	200 ・1事業者2名まで	
		てんかん検査	5,000	200 ・1事業者2名まで	
		一般診断	1,200	2,714 ・2,400円の半額助成(1,200円) (上限:1事業者登録車両数1.2倍まで)	
	運転経歴証明書申請助成金	初任診断	1,200	1,403 ・4,800円の一部助成(1,200円)	
		適齢診断	1,200	243 ・4,800円の一部助成(1,200円)	
	運転経歴証明書申請助成金	運転記録証明書	670	5,500 全額助成 1事業者登録車両数1.2倍まで	
	運行管理者等一般講習受診助成金	一般講習	3,200	3,600 全額助成	

令和元年度【環境・エネルギー対策事業】

環境・エネルギー対策事業	環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。	天然ガス車	2トン 234,000 4トン 600,000	386	・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで) 2トン 234,000円 / 4トン 6,000,000円(*H30年度助成額) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
		ハイブリッド車	2トン 193,000 4トン 431,000		・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで) 2トン 193,000円(*H30年度助成額) 4トン 431,000円(〃) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
	EMS用機器導入促進助成金	全ト協選定機器	10,000	500 ・1事業者5台まで	
	アイドリングストップ支援機器導入助成金	(全ト協助成対象機器) エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置	60,000	120 (全ト協助成対象機器) ・機器取得価格(税抜)の1/2 (上限6万円) ・1事業者1台まで (*Gマーク認定事業者2台まで)	
		蓄冷クーラー	20,000	200 (県ト協)・購入費用(税抜)の1/2 (上限2万) ・1事業者2台まで	
		蓄熱マット(ベット) 電気毛布	5,000	200 (県ト協)購入費用(税抜)の1/2 (上限5千円) (マット・毛布)を含めて枚(台)数は登録台数(除く:被けん引)の30%以内 ※ただし、1事業者10枚まで	
	エコタイヤ導入促進助成金		1,000	1,000 ・1本あたり 1,000円 ・1事業者 50本まで	
	グリーン経営認証制度促進助成金	新規認証 更新認証	30,000 20,000	400 ・新規認証及び更新認証あわせて 1事業者の申請は、1回のみとする。	

令和元年度【経営・近代化促進事業】

経営・近代化促進事業	(*全ト協) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業	新設	1,000,000	2,000 公募期間 8月1日～10月31日 予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。 ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合があります。
		増設	300,000	300 短期講座：受講料の2/3 長期講座：受講料の1/3 (全ト協分のみ) ※web研修含む web研修…中小企業大学校のインターネットを活用した研修 ■ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成する。
	中小企業大学校講座受講促進助成金	中小企業大学校の定めた研修	—	398 短期講座：受講料の2/3 長期講座：受講料の1/3 (全ト協分のみ) ※web研修含む web研修…中小企業大学校のインターネットを活用した研修 ■ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成する。
	信用保証料助成金	信用保証協会 保証料	—	200 1事業者保証料1/2 (上限10万)

令和元年度ドライバー等安全教育訓練 促進助成制度の案内

受講を希望される場合は、別紙「申込書」に必要事項を記入のうえ、申込みください。

【全ト協指定研修】

ドライビングアカデミー ONGA（福岡県）やドライビングアカデミー MIYUKI（けいゆう自動車学校）、他施設（中部トラック総合研修センター、自動車安全運転センター安全運転中央研修所、クレフィール湖東交通安全研修所 等）で受講ご希望の方は、鹿児島県トラック協会まで連絡してください。

日程等詳細については、全日本トラック協会ホームページで確認できます。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 助成制度 > ドライバー等安全教育訓練促進助成制度

【県ト協指定研修】

安全運転研修、初任運転者向け、事故・違反者向けの研修を実施しています。

●初任運転者研修●

平成31年度(2019)貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(初任運転者等)【対象研修一覧(県ト協)】								
研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員 残数
初任運転者等研修 (県ト協)	マジオドライバーズスクール鹿児島校 (鹿児島市) 1日目:9:20~18:20 2日目:9:30~17:20 (昼食休憩含む) 【※研修実施場所】 マジオワーカライセンススクール鹿児島校 鹿児島市卸本町 6-19	初任運転者教育研修 (2日間)	鹿マ初1	4月22日(月)~23日(火)	9,450	6,000	4,000	20
			鹿マ初2	5月20日(月)~21日(火)	9,450	6,000	4,000	20
			鹿マ初3	6月17日(月)~18日(火)	9,450	6,000	4,000	20
			鹿マ初4	7月8日(月)~9日(火)	9,450	6,000	4,000	20
			鹿マ初5	9月2日(月)~3日(火)	9,450	6,000	4,000	20
			鹿マ初6	10月21日(月)~22日(火)	9,700	6,000	4,000	20
			鹿マ初7	11月25日(月)~26日(火)	9,700	6,000	4,000	20
			鹿マ初8	2020年1月20日(月)~21日(火)	9,700	6,000	4,000	20 20
みゆき学園 (けいゆう自動車学校) (都城市) 1日目:9:20~18:20 2日目:9:30~17:20 (昼食休憩含む)	初任運転者教育研修 (2日間)		鹿み初1	4月24日(水)~25日(木)	9,450	6,000	4,000	15
			鹿み初2	6月26日(水)~27日(木)	9,450	6,000	4,000	15
			鹿み初3	7月17日(水)~18日(木)	9,450	6,000	4,000	15
			鹿み初4	10月23日(水)~24日(木)	9,700	6,000	4,000	15
			鹿み初5	2020年1月22日(水)~23日(木)	9,700	6,000	4,000	15 15

※上記の研修については、1研修5名以上で実施します。

●安全運転研修●

平成31年度(2019)貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【対象研修一覧(県ト協)】									
研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残枠
県 ト 協 指 定 研 修	マジオドライバーズ スクール鹿児島校 (鹿児島市) ・半日コース (平日・土曜・日曜) 10:00～15:00 (昼食休憩含む。) ・夜間コース (土曜) 17:00～21:00 (休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿マ-1	5月15日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-2	5月22日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-3	5月29日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-4	6月8日(土)	15,120	15,120	10,000	6	
			鹿マ-5	6月16日(日)	15,120	15,120	10,000	6	
			鹿マ-6	6月26日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-7	7月10日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-8	7月17日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-9	9月7日(土)	15,120	15,120	10,000	6	
			鹿マ-10	9月25日(水)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿マ-11	10月5日(土)	15,120	15,120	10,000	6	
			鹿マ-12	10月20日(日)	15,120	15,120	10,000	6	
			鹿マ-13	11月13日(水)	15,400	15,400	10,000	3	
			鹿マ-14	2020年1月22日(水)	15,400	15,400	10,000	3	1
事故 ・ 違反 運 転 者 研 修 (県 ト 協)	空港自動車学校 (霧島市) ・半日コース (平日・土曜・日曜) 9:00～14:00 (昼食休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿←-1	5月26日(日)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿←-2	6月9日(日)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿←-3	6月22日(土)	15,120	15,120	10,000	3	
			鹿←-4	9月28日(土)	15,120	15,120	10,000	3	

●事故・違反者研修●

平成31年度(2019)貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(事故・違反運転者)【対象研修一覧(県ト協)】									
研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
事故 ・ 違反 運 転 者 研 修 (県 ト 協)	マジオドライバーズ スクール鹿児島校 (鹿児島市) 9:30～16:30 (昼食休憩含む)	事故惹起・ 違反者研修 (1日間)	マ事	実施については、研修実施先と日程 調整を行つて決定します。	34,600	10,000	5,000	1	

※上記の研修については、1研修1名で実施します。

◆事前に会社(管理者等)に事故状況等について、ヒアリングを実施します。

【問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 労働・環境課 TEL:099-261-1167 FAX:099-261-3113

ドライバー等安全教育訓練等助成「申込書」

鹿児島県トラック協会会長 殿		申込年月日	年 月 日			
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミー北海道 6. ドライビングアカデミー弘前 7. ドライビングアカデミー宮城 8. ドライビングアカデミーぐんま 9. ドライビングアカデミー千葉 10. ドライビングアカデミー小田原 11. ドライビングアカデミー大原 12. ドライビングアカデミーABOSHI 13. ドライビングアカデミーテクノ 14. ドライビングアカデミー石原 15. ドライビングアカデミーONGA 16. ドライビングアカデミーMIYUKI 17. ドライビングアカデミーONGA(2日間) 18. ドライビングアカデミーMIYUKI(けいゆうDS)(2日間) 19. マジオドライバーズスクール 20. 空港自動車学校				
		1. 特別研修 2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名:()				
種別 (県ト協研修)		1. ドライバー研修(2日間) 2. ドライバー研修(半日) 3. 初任運転者等研修 4. 事故・違反運転者研修				
日程等	特別研修 (3泊4日) 全 (2泊3日) ト 一般研修 (1泊2日)	研修コード <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				年 月 日 ~ 月 日 (日間)
県ト協研修	研修コード <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>				年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
※事故・違反運転者研修申込の場合は、研修実施先と日程調整後、報告を行うこと。 年 月 日						
事業者名 (印)						
支店・営業所名						
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)						
申込責任者	役職	氏名				
会社所在地	〒 -					
電 話	()	FAX	()			
研修受講者 (ドライバー等)	ふりがな 氏名	生年月日	昭和・平成 年 月 日 生			
		乗車トン数	トン車			
※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入						
<u>※初任運転者研修 申込みの場合</u>	入社年月日: 年 月 日 事業用車両の運転経験の有無: 有 · 無					
	免許の種類: 大型・けん引・中型(8トン限定含む。)・準中型・準中型(5トン限定)・普通(3.5トン未満)					
	○初任診断の受診の有無:(受診済・未受診) ○運転する(している)車両:[大型・中型・その他()]					
自 宅 住 所	〒 - 自宅電話(緊急連絡先) ()					
研修受講料	円 *別紙の研修日程一覧等でご確認ください。					
前 泊 (助成対象外)	する · しない (中部トラック総合教育研修センター、 埼玉県トラック総合教育センターは前泊不可)	後 泊 (助成対象外)	する · しない (中部トラック総合教育研修センター、 埼玉県トラック総合教育センター、 安全運転中央研修所は後泊不可)			
備 考	送迎希望→□ (送迎をおなっているか各研修施設へお問い合わせください。)					

※1. 申込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。(全ト協研修) ※(19)及び(20)の研修施設は除く。

※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※3. 鹿児島県トラック協会に提出してください。※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。

※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊出来ません。

※6. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは後泊はできません。

※7. Gマーク認定事業所の場合は、Gマーク認定書(写し)を添付してください。

◆地方協会→FAX→研修施設

中央近代化基金「激甚災害融資」公募の案内

全日本トラック協会では、「令和元年8月13日から9月24日及び令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨」が政令により激甚災害に指定されたことに伴い、本災害にて被害を受けたトラック運送事業者の経営安定確保に資するため、公募要綱に基づき「激甚災害融資」を実施します。

1. 公募融資総枠	5億円
2. 公募期間	令和元年10月25日（金）～ 令和2年1月31日（金）
3. 融資推薦対象者	<p>令和元年10月17日付け政令第126号及び11月1日付け政令142号にて、激甚災害に指定された上記災害による被害で、下記（1）又は（2）のいずれかに該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持ち株会社（傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る）であって、地方ト協に加入し、株式会社商工組合中央金庫の取引資格のある者。</p> <p>（1）上記の災害により、事務所もしくは主要な事業用資産について全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた者。</p> <p>（2）上記の災害により運送収入又は輸送トン数について「被災後2ヶ月の実績」又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ20%以上の減少が見込まれる者。</p>
4. 推薦対象資金	<p>激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金</p> <p>（1）設備資金 対象となる設備：物流施設、福利厚生施設の整備、車両・荷役機械の購入及びその他これらに準ずるもの。</p> <p>（2）運転資金</p>
6. 推薦融資の条件	<p>（1）融資限度 5千万円</p> <p>（2）融資利率 取扱金融機関の所定利率による。 ※直近の金利（利子補給後）…0.65%（変動あり）</p> <p>（3）償還期間 10年以内。ただし、設備資金で融資対象物件の法定耐用年数が10年を下回る場合は、法定耐用年数以内（車両購入資金は5年以内）</p> <p>（4）据置期間 償還期間のうち1年以内。</p> <p>（5）償還方法 月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還（借入期間通期にわたって一定の元金返済額）ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。</p> <p>（6）担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。</p>
7. 利子補給率	年0.3%
8. 申込・問合せ先	公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課 TEL：099-261-1167
9. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

令和元年度中央近代化基金「燃料費 対策特別融資」追加公募の案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

※先着順となっていますので、早目の申込みをお願いします。

※鹿児島県ト協の「ポスト新長期規制融資」との併用も可能です。

ただし、第3期のポスト新長期融資を申し込む予定で、併用を希望の方は事前に連絡してください。

1. 公募融資枠	20 億円 (全ト協枠) · · · 先着順
2. 公募期間	<p>令和元年 11 月 18 日 (月) から令和 2 年 1 月 31 日 (金) …全ト協公募期間 但し、公募枠の 20 億円に達し次第申込みの受付を締め切る (全日本トラック協会への先着順)</p> <p>※当協会では別途公募期間を下記のとおり設定して、先着順で受付し全日本トラック協会へ推薦いたします。但し、全日本トラック協会の公募枠に達した時点で、公募を打ち切ります。</p> <p>① 11/1 ~ 11/15 ② 11/16 ~ 11/30 ③ 12/1 ~ 12/15 ④ 12/16 ~ 12/27 ⑤ 1/6 ~ 1/15 ⑥ 1/16 ~ 1/31</p>
3. 融資推薦対象者	公益社団法人鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)との取引資格のある者(予定を含む)。
4. 推薦対象資金	<p>①ポスト新長期規制適合車又は、平成 28 年度排出ガス規制適合車で平成 27 年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金 ②自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金</p>
5. 推薦融資の条件	<p>(1) 融資限度 個別企業体・共同体とも 2 千万円 (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による。 ※金利(利子補給後) … 0.65% (令和元年 7 月 10 日時点: 変動あり) (3) 償還期間 ①車両: 5 年以内 ②自家用燃料供給施設: 8 年以内 (どちらも据置期間 6 カ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。 (5) 再融資の制限 既往の借入金が約定に基づき正常に償還されているものに限る。</p>
6. 利子補給	<p>①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)</p>
7. 推薦適否決定通知予定日	12/20 (金) 1/24 (金) 2/21 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書(写)を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	令和 2 年 3 月末日
11. 申込・お問合せ先	公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
12. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

令和元年度 近代化基金金融資公募のご案内

令和元年度

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

第43回近代化基金金融資 公募のしおり

①県ト協の公募は、原則先着順で受け付けます。

②公募額を超える申込みは、全日本トラック協会に推薦します。
融資推薦適否決定通知日も変わりますので注意してください。

③利子補給率 0.3%

鹿児島県ト協 公募期間	第3期
	1.10～20
融資推薦適否 決定通知日	2月中旬

↓ 県ト協公募総枠超過分

全日本トラック協会へ推薦	
融資推薦適否 決定通知日	2月中旬

融資対象者 公益社団法人鹿児島県トラック協会の会員及びその持株会社
(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)

近代化基金金融資は、運輸事業振興助成補助金をもって基金を創設し、利子補給による長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化、合理化をはかるものです。

公益社団法人 鹿児島県トラック協会

受講料3分の2(長期講座は3分の1)を助成します!

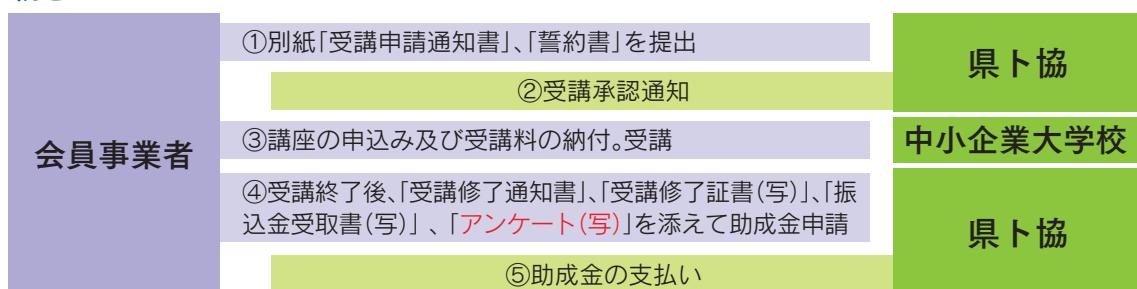
業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2または3分の1を助成します。ただし、国、自治体、他団体から受講料の3分の1以上の助成を受けた場合は、3分の1のみの助成となります。

●制度の対象となる講座

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| (1)トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座 | (2)実践的な財務管理、利益計画等に関する講座 |
| (3)管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座 | (4)女性リーダーの能力開発等に関する講座 |
| (5)情報化、システム構築に関する講座 | (6)その他物流事業にかかわる講座 |

※今年度から、職場にいながら受講できる、Web研修(WE Bee Campus)も助成の対象になります。

●手続きフロー



※1会員からの複数の申込みも妨げませんが、申込みが多い場合は人数を調整します。(ただし、定款第5条(1)普通会員の「イ」にあたっては、1名とします。)

※「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

※受講修了後の助成金申請時に、中小企業大学校で記入したアンケートの(写)も提出してください。

【中小企業大学校人吉校講座スケジュール】

研修分野	コースNo.	研修テーマ	実施期間	期間	定員(名)	受講料(税込/円)
経営戦略・ 	34	九州・沖縄経営者塾【人吉教室】 【トップセミナー②】	2020. 3. 6 ~ 3. 7	2日間	35	16,000
	35	次世代トップリーダー養成講座【知識・スキル向上編】 【後継者・幹部育成シリーズ②】	2020. 3.11 ~ 3.13	3日間	20	31,000
マネジメント 	29	チームマネジメント力強化講座 【管理者能力強化シリーズ⑥】	2020. 1.14 ~ 1.16	3日間	35	31,000
管理財務 	33	利益・資金計画策定講座 【財務管理シリーズ③】	2020. 2.18 ~ 2.20	3日間	35	31,000
販売・購買・ マーケティング 	31	実践で学ぶ! 営業計画のつくり方 インターバル	2020. 2. 6 ~ 2. 7 2020. 3.10 ~ 3.11	4日間 (2日間×2回)	35	35,000

※申込締切日は原則、受講日の20日前までとなります。

※申込み状況については、事前に問合せください。

「ドライバー求人情報サイト」開設の案内

鹿児島県トラック協会では、会員事業者様の求人活動をサポートするため、ドライバー求人情報サイトを開設しました。

本サイトでは自社 HP 又はハローワークで募集している求人情報をリンクすることができます。

下記 URL より申込みできますので、会員の皆様は是非ご活用ください。



The screenshot shows the homepage of the 'KTA Driver Job Information Site'. At the top, there are links for 'Association Member Company Exclusive Job Submission Form' and 'KTA Driver Job Information Site'. The main content area features a large image of a factory with several trucks. Below it, there are two job listings:

KTA Transport

- 勤務地: 鹿児島市
- 職種: 荷役作業
- 雇用形態: 正社員
- 業務内容: ○船舶からコンテナ及び雑貨のフォークリフトでの積み降ろし作業
○トラックにて持ち込みのある荷物のフォークリフトでの積み降ろし作業
○一般雑貨の積込作業(コンテナ)
- PR: 経験者優遇

KTA Logistics

- 勤務地: 鹿児島市
- 職種: 中型ドライバー
- 雇用形態: 正社員
- 業務内容: ○九州管内の配送及び輸入業務に従事
○配達先でのペット用品の積み替え作業等
○付属する業務
- PR: 学歴不問
ドライバー経験者優遇、フォークリフト経験者優遇

At the bottom of the page, there are buttons for 'View more details on the Halowork page' and 'View more details on the company's homepage'.

【求人情報の掲載手順】

1. ドライバー求人情報サイト (<https://www.kta-job.com>) へアクセスしてください。
※鹿児島県トラック協会HPにもリンクを貼っています。
2. 「求人掲載申込みフォーム」に必要事項を入力の上、送信してください。
3. 送信完了後、協会事務局で申込み内容を確認した後、公開します。
4. 公開後に求人情報の管理用アカウントをメールで送付します。
※掲載内容の変更や求人掲載の終了は、提供した管理用アカウントでログインして操作を行ってください。

注：自社 HP もしくはハローワークインターネットサービスで求人を行っている必要があります。（掲載サイトへリンクするため）

【問合せ】

公益社団鹿児島県トラック協会 総務企画課
TEL:099-261-1167

社会保険労務士による労務相談の実施

最近の関係法令等の改正に伴う諸規程の見直しや労務問題等への対応等について会員の皆様がいつでも相談ができる体制を当協会で整備し、社会保険労務士を相談員として、下記の期間で労務相談を実施します。

会員の皆様の利便性を考慮し、電話、FAX 及びメールまたは社会保険労務士事務所への訪問による相談が可能です。

労務相談を希望される会員様は、直接下記の電話またはFAX 及びメールにてご連絡をお願いします。なお、労務相談について、無料※1です。

注 1：相談内容等によって、別途費用が必要となる場合については、事前協議します。

記

1. 期 間 平成 31 年 4 月 1 日 (月) ~ 令和 2 年 3 月 31 日 (火)

※ただし、日・祝日等委託先の休みの日を除く。

2. 時 間 8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (労務相談)

3. 委 託 先 株式会社労務管理

(鹿児島市下荒田 1-41-8 ユーミーリンクビル 4F)

4. 電話番号・FAX・メールアドレス

電話番号 099-253-5190 FAX 099-253-5103

メールアドレス soumusouken@po2.synapse.ne.jp

5. 相談担当者 石走啓一社会保険労務士

他、株式会社労務管理に在籍する社会保険労務士



注意喚起シールを希望の方はお知らせください!

営業用トラックによる交通死亡事故が相次いで発生したことに伴い、ドライバーに注意喚起を促す「注意喚起シール」を配布しましたが、追加で希望の方は労働・環境課まで連絡してください。

注意喚起シール



【問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 労働・環境課
TEL:099-261-1167

入退会紹介

入 会

入会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両
令和1年10月31日	一般	シモハナ物流株式会社 鹿児島営業所	角 賢治	鹿児島・種子屋久支部	普通車 7両 小型車

退 会

退会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両
令和1年10月23日	一般	有限会社 孝伸運送 国分営業所	安藤 伸五	霧島支部	普通車 小型車

Gマーク取得対策について

平成 30 年 (2018) 12 月現在、当県における G マーク取得事業所数は 353 事業所であり、5 両未満を除く認定率は、31.8%です。

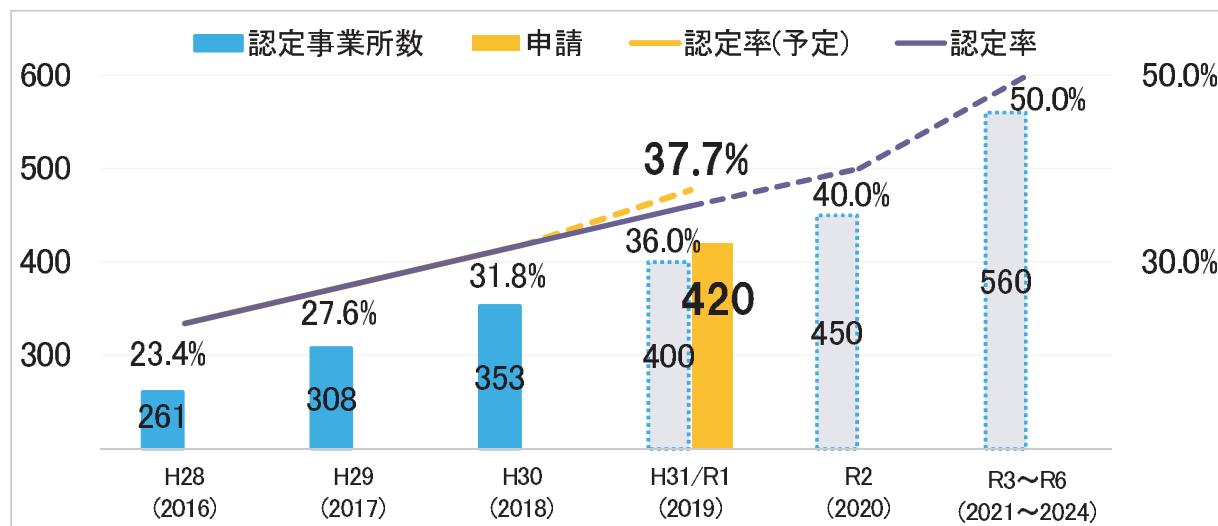
全国の認定率は 33.9% であり、全国平均に到達するためには、令和 2 年度 (2020) に 40% を達成し、早期に認定率 50% に到達する必要があります。

このため支部・部会が主体的に目的意識を持って、具体的な取組みを行う必要があります。説明会では、取得に必要なノウハウを具体的に説明しますので参加ください。

引き続き G マーク取得率アップを努力目標に掲げ、積極的に取り組んでいきましょう。

1. 令和元年度 (2019) は、認定率 36% を目標に取り組みます。(5 両未満を除く)

令和 3 年度 (2021) 以降 令和 6 年度 (2024) までの 5 年間で認定率 50% を目指します。



※令和元年 (2019) 7 月現在事業所数 1,431 (5 両以上 1,113)

2. 下記の事業者については、目標年度を設定して取得に努めることとしました。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ① 協会本部役員の事業所 | [令和元年度 (2019) まで] |
| ② 支部及び部会役員の事業所 | [令和 2 年度 (2020) まで] |
| ③ 車両数 50 両以上の事業所 | [令和 2 年度 (2020) まで] |
| ④ 支部取得率 平成 30 年度 (2018) 比 20% アップ | [令和 3 年度 (2021) まで] |
| ⑤ 部会取得目標 | |
| 取得率 70% 未満 令和元年度比 20% アップ | [令和 3 年度 (2021) まで] |
| 取得率 70% 以上 100% 取得 | [令和 3 年度 (2021) まで] |

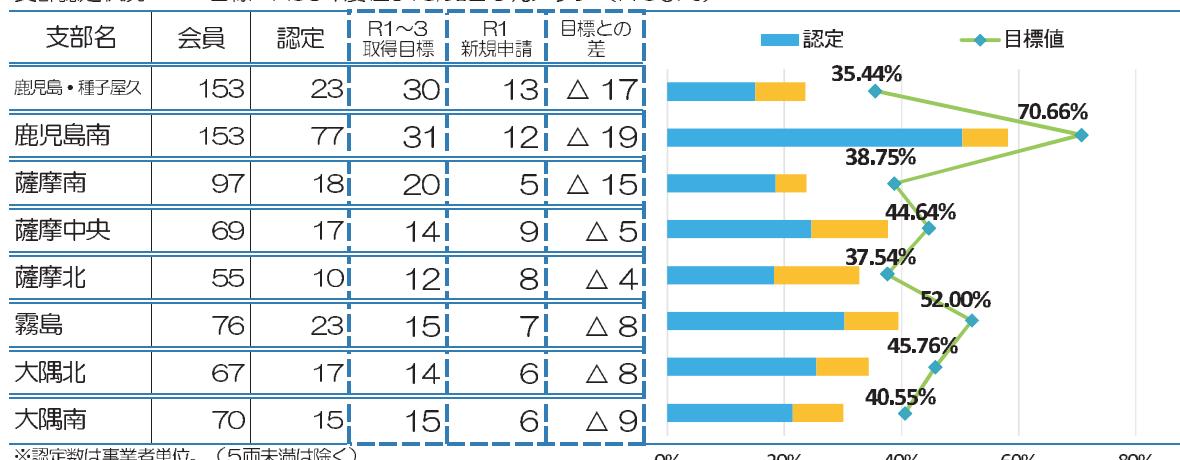
安全性優良事業所申請及び認定状況(鹿児島県)

年度	新規	初更	2更	3更	4更	5更	合計	総認定	認定率	
									全体	5両以上
H29	申請	49	26	26	15			116	308	21.3%
	認定	47	26	26	15			114		27.6%
H30	申請	49	23	12	12	16		112	353	24.6%
	認定	49	23	12	12	16		112		31.8%
R1	申請	74	46	13	21	8	17	179	420	29.4%
	予定	74	46	13	21	8	17	179		37.7%

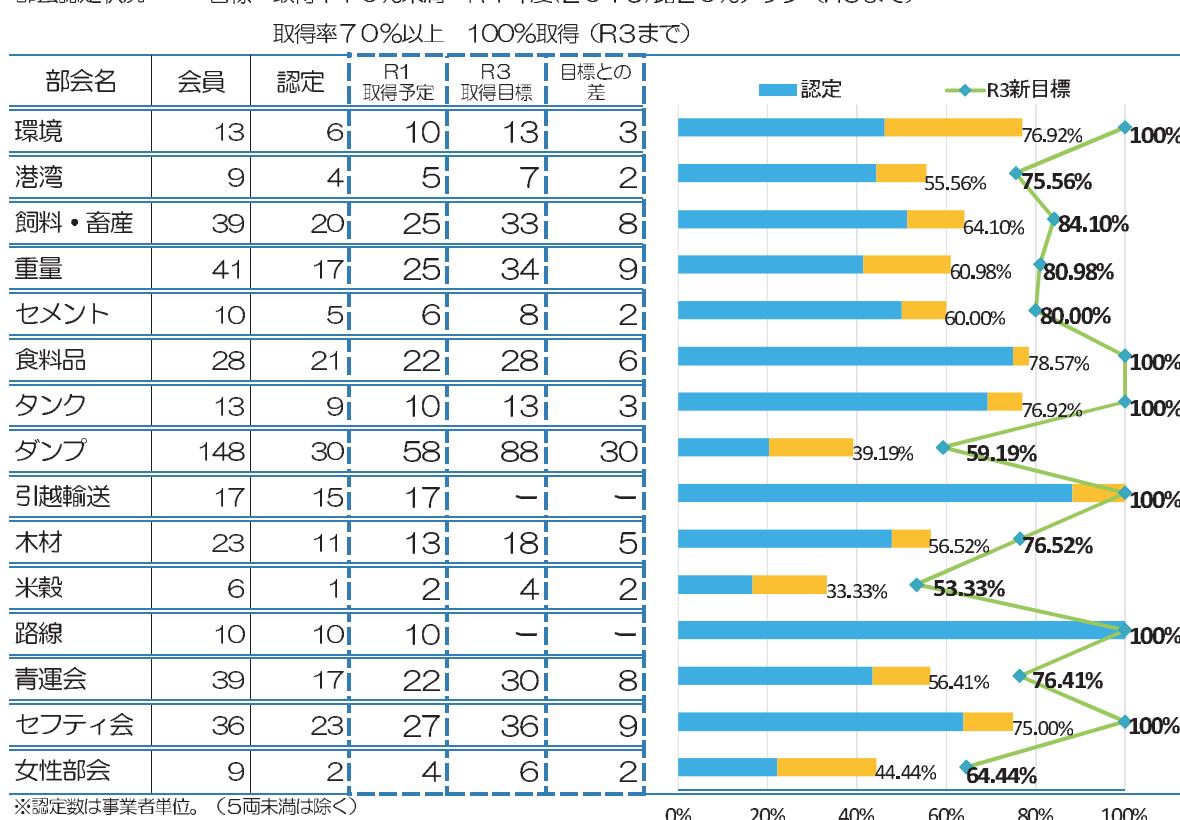
※令和元年7月現在 事業所数 1,431
5両以上 1,113

支部・部会 認定状況[R1(2019.7現在)]

支部認定状況 目標: H30年度(2018)比20%アップ (R3まで)



部会認定状況 目標: 取得率70%未満 R1年度(2019)比20%アップ (R3まで)





3. Gマーク取得率アップと安全意識の向上を目的とした説明会及び研修会を開催します。

① 安全性評価事業説明会

令和2年度(2020)申請に向けた説明会を地区毎に開催します。

② 随時説明会・個別相談

支部会、部会からの要請にお応えし実施します。お気軽にお知らせください。
また取得希望事業者への個別相談に対応します。

③ 加点対象となる外部研修会（安全性取組の積極性5）

毎月発行するトラック情報において案内します。

安全性評価事業説明会

R2
申請
対象

支部会、部会からの要請にお応えし
説明会を実施しますので
お気軽にお知らせください

加点対象となる外部研修会（安全性取組の積極性5）

R2
申請
対象

12

貨物自動車ドライバー等安全運転研修
(～2月)

ドライビングアカデミー ONGA
マジオドライバーズスクール鹿児島校
空港自動車学校
ドライビングアカデミー MIYUKI 他

1

2

3

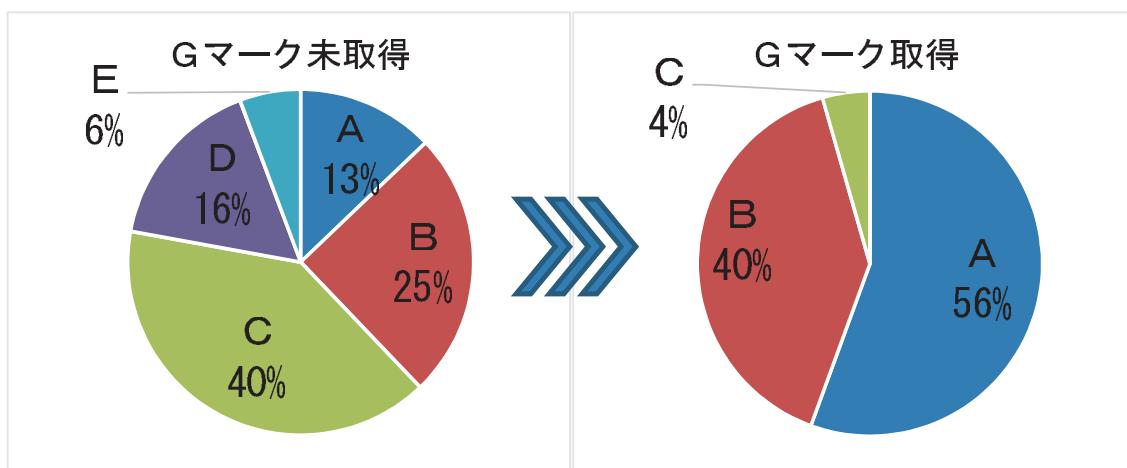
※日程等決まり次第、毎月発行するトラック情報において案内します。

4. Gマークの取得推進について

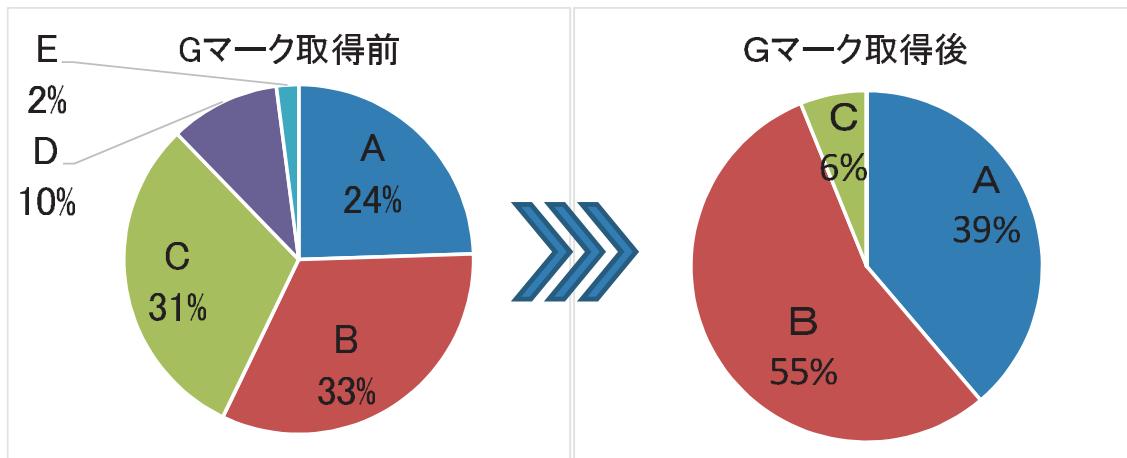
(H30.10.30 適正化事業対策委員会発議 H30.11.30 理事会承認)

1. 支部会員・部会員の、Gマーク取得への取り組みを積極的に進める
 2. 支部・部会の役員の全員が、令和元年度（2019）から令和2年度（2020）までに取得する
 3. トラック協会事務局としても、引き続き支部及び部会のGマーク取得については、積極的に支援する
- ※ 以上について、各支部・部会において取り組むこととしました。

Gマーク取得状況別巡回指導評価（平成30年度）



Gマーク新規事業者取得前後巡回指導評価（平成30年度）



Gマーク取得事業者の巡回指導評価は、未取得事業者と比較してA／B評価がほとんどを占めています。

Gマークを取得することによって、安全で適正な事業運営が図られます。



安全への取り組みを見える化! Gマークを取得しましょう!

- 国土交通省が推進する「安全性優良事業所」の認定制度です。
- Gマーク事業所の事故割合は未取得事業所に比べて半分以下です。
- 安全性の高いトラック運送事業者を選ぶための目安になります。

安全性優良事業所に係るインセンティブ付与

国土交通省	違反点数の消去	通常、3年間となっている違反点数の付与期間について、違反点数与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数が消去されます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、新車のみの導入に係る最低台数要件が1台に緩和（通常3台）されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所のうち、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車が適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期間が最長4年間まで延長（通常2年間）されます。
全日本トラック協会	助成の優遇	<p>都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割⇒全額助成） ②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成 ③経営診断受診促進助成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・経営診断助成金の増額（通常8万円⇒10万円） ・経営改善相談助成金の増額（通常2万円⇒3万円）
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。



Gマーク認定事業者(所)に対する助成事業（優遇措置） [県ト協]

助成事業名		区分	Gマーク認定事業者 注(ドライバー研修については認定事業所)	未認定事業者
安全装置等導入促進助成金 (全ト協助成対象機器)		1事業者	20台上限	10台上限
衝突被害軽減ブレーキ装置 導入促進助成金		1事業者	6台上限	3台上限
貨物自動車ドライバーアイ等安全運転研修助成金	(特別研修)(2泊3日等) 全ト協指定研修 〃 指定研修施設	受講料	全額	7割
	県ト協指定研修(1泊2日) トライピングアカデミー ONGA	受講料 (4万8千円)	3万4千円	2万4千円
	県ト協指定研修(1泊2日) トライピングアカデミー MIYUKI	受講料 (4万円)	2万8千円	2万円
	県ト協指定研修(半日) マジオDS・空港DS	受講料 9/30迄(1万5,120円) 10/1~ <u>(1万5,400円)</u>	全額	1万円
	初任運転者等研修 マジオDS トライピングアカデミー MIYUKI	受講料 9/30迄(9,450円) 10/1~ <u>(9,700円)</u>	6千円	4千円
	事故・違反運転者研修 マジオDS	受講料 9/30迄(3万4千円) 10/1~ <u>(3万4,600円)</u>	1万円	5千円
	運転免許取得助成金	大型免許 大型免許 (限定解除含む。) けん引免許 中型免許 (限定解除含む。) 準中型免許 準中型免許 (限定解除) 1事業者助成人数	10万円上限 5万円上限 5万円上限 5万円上限 5万円上限 3万円上限 5名上限 ※ただし、3人目から上記助成額の半額	8万円上限 4万円上限 4万円上限 4万円上限 4万円上限 2万5千円上限 2名上限
睡眠時無呼吸症候群 スクリーニング検査等助成金		登録台数(除く:被けん引車) 50台以上 1事業者 登録台数(除く:被けん引車) 20~49台 1事業者 登録台数(除く:被けん引車) 20台未満 1事業者	50名上限 30名上限 登録台数 (除く:被けん引) 上限	30名上限 20名上限 登録台数 (除く:被けん引) 上限
環境対応車導入促進助成金	CNG・ハイブリッドをあわせて 1事業者	2台	1台	
アイドリングストップ支援 機器導入助成金 (全ト協助成対象機器)	1事業者	2台	1台	

※令和元年度新規Gマーク認定事業者(所)は、令和2年度からGマーク助成の適用になります。

※詳細につきましては、助成要綱等でご確認ください。



Gマーク取得事業者の声

取得理由

- 運送事業者は公道で仕事をしているので、他事より以上安全性（Gマーク）を優先すべき。
- 社内的に取得を進めているため。

取得したことによる効果・メリット

社員教育の充実、意識の向上

- 講習や研修に自主的に参加するようになり、安全に対して「学ぶ」という姿勢が管理者に生まれた。
- 認定審査を事業所毎に実施しているため、安全に対する認識が各事業所の担当者まで浸透している。
- 従業員への指導教育など、内容を充実させることができた。
- 自社の安全に対する取組みを客観的に評価できるようになった。
- 関係書類の整備、輸送品質の向上につながっている。

ドライバーの意識向上

- 交通事故、交通違反が減少した。
- 社員の運転、荷扱が良くなつた。
- 車両の手入れを良くするようになり、車への愛着が出てきて事故の抑制となつてゐる。
- 乗務員の安全に対する意識向上が高まり、連続運転や休息時間確保の徹底ができた。
- Gマークステッカーを貼ることによる運転者の安全運転意識の向上が図られた。

荷主へのアピール

- 顧客、消費者に対して会社の安全、安心を目で見てわかるようにアピールできた。
- 運行管理に対する意識の向上が事故の削減につながり、お客様に求められる高品質な物流が提案できるようになった。
- 一部荷主から取得の有無を尋ねられ、取得していることで契約成立した。

経費の削減、優遇措置

- 保険料の割引、助成金等の申請について、優遇措置がありメリットを感じた。
- 安全運転研修・講習会に参加時の費用助成があるため、経費削減になつてゐる。
- 修理費が減少し、車両経費が節減された。燃費も改善した。
- IT点呼が導入できるようになった。

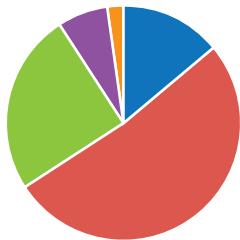
適正化だより

令和元年(10月)巡回指導結果

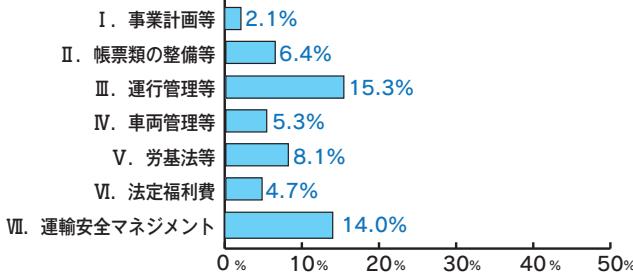
巡回指導評価別結果 (R1.10)

44 件

- A 14 %
- B 52 %
- C 25 %
- D 7 %
- E 0 %
- 特巡 2 %



指導区分別(否)比率 (R1.10)



巡回指導結果では、B 評価（適の割合:80%以上）が 52%、C 評価（適の割合:70%以上）がそれぞれ 25%でした。指導評価区分では、「VII. 運輸安全マネジメント」が 14.0%、「III. 運行管理等」が 15.3%の指摘率でした。

否の割合の高い指導項目は、

運輸安全マネジメント・・・「安全に関する方針が未設定」等
運行管理等・・・「高齢運転者全て教育未実施」等

高齢運転者に対する特別な指導

- 65 歳以上である運転者（以下高齢運転者）に対しては、65 歳に達した日以後 1 年以内に 1 回高齢運転者のための適齢診断を受診させてください。その後、3 年以内ごとに 1 回受診させてください。
- 適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導してください。
- 高齢運転者に対する指導は、適性診断の結果が判明した後 1 ル月以内に実施してください。

例 Aさん(昭和29年4月1日生まれ)



※ 適齢診断後は結果を踏まえ、個別の指導を1ヶ月以内に実施してください。

今年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に65歳に達する方は、65歳に達した日以後1年内に必ず適齢診断を受診してください。



適性診断票



教育記録簿



指導内容については、記録簿を作成し
診断票と併せて保存しましょう。

その他不明な点等ありましたら、トラック協会適正化事業課まで気軽に連絡してください。
公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課 TEL: 099-210-9498

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支 部

月 日	行事名	場 所
11月1日(金)	令和元年度第3回薩摩北支部定例会及び労働安全セミナー	ABCパレス(阿久根市)
11月12日(火)	鹿児島南支部傘下地域支部合同ゴルフコンペ	蒲生カントリークラブ(姶良市)
11月14日(木)	令和元年度第2回薩摩南支部役員会	梅の花鹿児島店(鹿児島市)
11月14日(木)	トラック北部会ゴルフコンペ	島津ゴルフ俱楽部(鹿児島市)
11月15日(金)	令和元年度薩摩中央支部労働安全セミナー	川内ホテル(薩摩川内市)
11月15日(金)	霧島支部ゴルフコンペ	鹿児島国際ゴルフ俱楽部(姶良市)
11月19日(火)	トラック鹿児島中央支部会定例会・健康セミナー	南洲館(鹿児島市)
11月27日(水)	トラック西支部会定例会	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)
11月30日(土)	いちき串木野市車友会定例会及び労働安全セミナー	ホテルアクシア串木野(いちき串木野市)

部 会

月 日	行事名	場 所
11月1日(金)	令和元年度第2回九州ブロック食料品部会	福岡県トラック総合会館(福岡県)
11月2日(土)	令和元年度港湾部会・米穀部会合同労働安全セミナー	ホテル・レクストン鹿児島(鹿児島市)
11月8日(金)	令和元年度第2回セフティ会安全研修会	鹿児島高牧カントリークラブ(姶良市)
11月8日(金)	ダンプ部会要望活動(姶良地区)	霧島市他
11月11日(月)	令和元年度第2回(公社)全日本トラック協会青年部会全国代表者協議会研修会・交流会	全日本トラック協会(東京都)
11月15日(金)	第25回南九州四県合同木材輸送部会「大分大会」	別府亀の井ホテル(大分県)
11月15日(金)	令和元年度九州ブロック女性協議会九州ブロック研修会	オリエンタルホテル福岡博多ステーション(福岡市)
11月16日(土)	令和元年度第2回引越輸送部会定例会	城山ホテル鹿児島(鹿児島市)
11月19日(火)	九州四県合同セメント部会	ロワジールホテル那覇(沖縄県)
11月19日(火)	ダンプ部会要望活動(北薩地区)	薩摩川内市他
11月20日(水)	令和元年度食料品部会荷主セミナー	ホテルパレスイン鹿児島(鹿児島市)
11月20日(水)	飼料・畜産輸送部会宮崎・鹿児島合同部会	宮崎観光ホテル(宮崎県)
11月28日(木)	令和元年度タンク部会とセメント部会合同労働安全セミナー及び第2回定例会	NCサンプラザ(鹿児島市)
11月29日(金)	令和元年度(公社)全日本トラック協会青年部会四国ブロック大会	ホテルパールガーデン(香川県)
11月29日(金)	令和元年度ダンプ部会(南薩地区)定例会及び安全性評価事業に関する説明会	竹屋(南さつま市)

会員の声

令和元年度第3回薩摩北支部定例会及び労働安全セミナー

事故防止に対する意識がさらに高まりました。また、懇親会では会員との交流ができ、有意義な時間となりました。

令和元年度第3回薩摩北支部定例会及び労働安全セミナー



過積載違反状況

令和元年10月分
資料:鹿児島県警察本部



5割未満が3件、5割以上10割未満の違反が4件、10割以上の違反が1件ありました。

現場応急措置は0件、通行指示書の交付は8件でした。

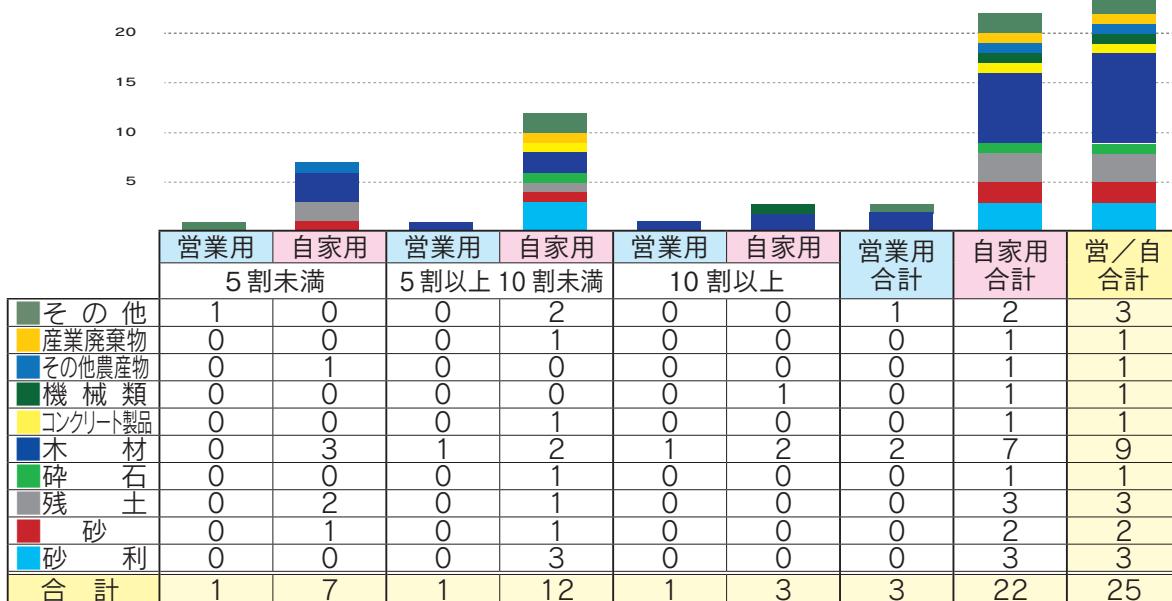
※現場応急措置とは、違反現場において積み荷の取り降ろしをさせた場合

※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合

過積載取締り状況(件数)

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	累計
H30	1	2	2	6	7	2	2	1	2	5	0	0	30
H31	4	0	0	3	2	0	1	1	6	8	0	0	25

【積載物・違反取締状況 (H31.1 ~ R元.10)】



鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 (令和元年10月)

- 車庫ではないところに夜間車両を駐めている。
- 急な割り込みをされ、不要なクラクションを鳴らされ蛇行運転をしながらもの凄いスピードで走っていった。
- 法定速度を大幅に上回り走行していた。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1 令和元年10月末現在の交通事故発生状況

県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
令和元年	3902	46	4528
平成30年	4804	49	5632
増減	- 902	- 3	- 1104

※発生件数、死者数、負傷者数ともに減少!

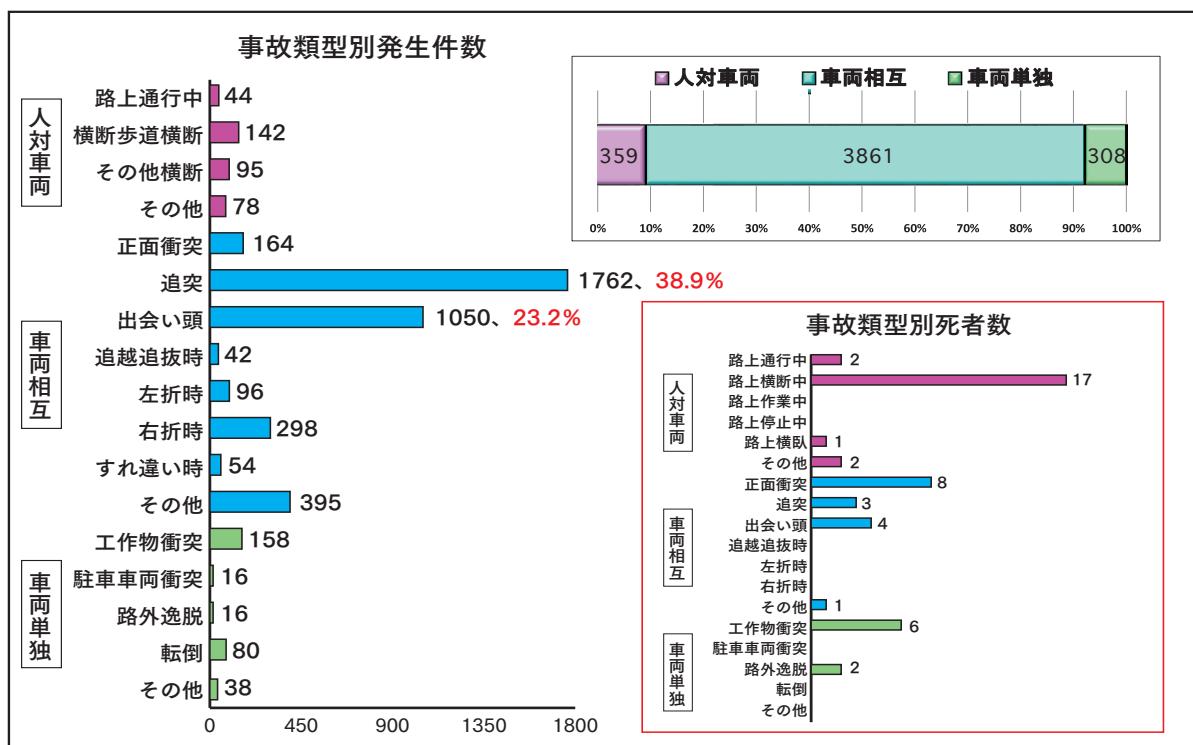
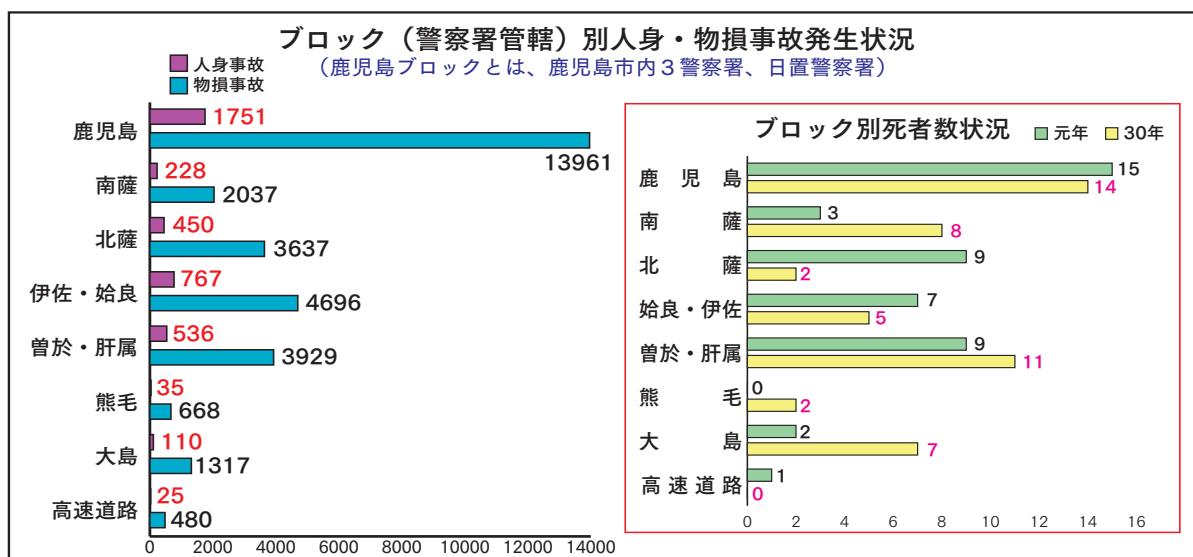


営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
令和元年	85	4	104
平成30年	102	2	119
増減	- 17	+ 2	- 15

※追突、交差点、歩行者事故が約7割と急増中!

2 地域別・事故形態別の交通事故発生状況



軽油価格調査報告

(令和元年9月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均	地区:九州/県(沖縄除): 全県
	105.06	95.02	101.83	

●元売別集計表

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均	地区:九州/県(沖縄除): 全県
J X 日 鉱 日 石	106.18	93.78	103.66	
出 光	103.38	95.06	105.06	
昭 和 シ ェ ル	105.79	95.42	101.00	
エクソンモービル				
キ グ ナ ス				
コ ス モ	107.00	90.63	98.08	
そ の 他	103.82	97.86	100.95	

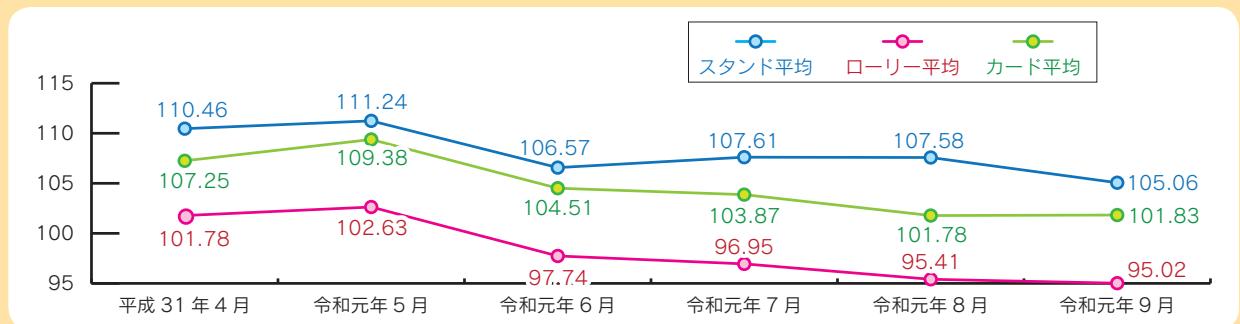
●月間購入量別集計表

月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均	地区:九州/県(沖縄除): 全県
30キロリットル未満	105.63	94.18	102.12	
30~50キロリットル未満	100.35	98.32	96.30	
50~100キロリットル未満		93.35		
100キロリットル以上	103.00			

●支払期限別集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均	地区:九州/県(沖縄除): 全県
30日未満	104.28	95.72	99.39	
30~60日未満	106.00	95.36	102.10	
60日以上	104.41	94.03	110.10	

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

協会の動き

- 11月1日（金）
 - ・県の財政的援助等に係る委員監査
 - ・第2回九州ブロック食料品部会
 - ・第3回薩摩北支部定例会及び労働安全セミナー
- 11月2日（土）
 - ・港湾部会・米穀部会合同労働安全セミナー
- 11月5日（火）
 - ・適正化事業指導員全国研修「特別研修」（～6日）
 - ・物流出前授業（薩摩川内市立可愛小学校）
- 11月6日（水）
 - ・暴力団離脱者社会復帰協議会（定例会）
 - ・第41回九州地区物流政策懇談会
- 11月7日（木）
 - ・陸災防第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会
 - ・第71回中小企業団体中央会全国大会
- 11月8日（金）
 - ・ダンプ要望活動（姶良地区）
 - ・第2回セフティ会安全研修会
- 11月9日（土）
 - ・第15回ベストエコドライブ・コンテスト
- 11月11日（月）
 - ・令和元年分給与所得の年末調整等説明会
 - ・第2回（公社）全日本トラック協会青年部会全国代表者協議会研修会・交流会
 - ・四国・九州・中国ブロック各県専務理事業務連絡会議
 - ・公明党政策要望懇談会
- 11月12日（火）
 - ・適性診断（初任・適齢）（大隅地区）
 - ・鹿児島南支部傘下地域支部合同ゴルフコンペ
 - ・環境出前講座（志布志市立松山小学校）
 - ・社会保険事務基礎講座
 - ・農畜産物流通研修会
- 11月13日（水）
 - ・監事連絡調整会議
 - ・中間監査
- 11月14日（木）
 - ・第4回正副会長会
 - ・第3回正副会長会及び第4回総務委員会合同会議
 - ・健康起因事故防止・過労死防止等セミナー（北薩）
 - ・第2回薩摩南支部役員会
- 11月15日（金）
 - ・健康起因事故防止・過労死防止等セミナー（鹿児島）
 - ・整備管理者「選任後」研修（全事業者）
 - ・第25回南九州四県合同木材輸送部会「大分大会」
 - ・九州ブロック女性協議会九州ブロック研修会
 - ・薩摩中央支部労働安全セミナー
- 11月16日（土）
 - ・第2回引越輸送部会定例会
- 11月18日（月）
 - ・「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組」に関する協力要請
 - ・安全性評価事業申請に向けた説明会（鹿児島）
 - ・第2回九州ブロック専務理事業務連絡会議
 - ・九州トラック協会第2回理事会
- 11月19日（火）
 - ・鹿児島南地区安全運転管理協議会事業主研修会
 - ・安全性評価事業申請に向けた説明会（大隅）
 - ・安全性評価事業申請に向けた説明会（北薩）
 - ・九州四県合同セメント部会
- 11月20日（水）
 - ・整備管理者「選任後」研修（バス・タクシー）
 - ・第3回中央会理事会
 - ・商工中金協力会講演会
 - ・飼料・畜産輸送部会 宮崎・鹿児島合同部会
 - ・食料品部会荷主セミナー
- 11月21日（木）
 - ・全ト協第5回過労死等防止計画フォローアップWG
 - ・第40回交通安全母の会鹿児島県大会
- 11月22日（金）
 - ・陸災防第3回理事会
 - ・第4回理事会
- 11月25日（月）
 - ・鹿児島市広告抽選会
 - ・自動車運転者時間管理等指導員訪問
- 11月26日（火）
 - ・第3回人財・広報特別委員会
 - ・合同就職説明会事前説明会
 - ・物流出前授業（鹿児島市立本名小学校）
- 11月27日（水）
 - ・九州・沖縄ブロック適正化事業指導員合同研修会（～28日）
- 11月28日（木）
 - ・緊急物資輸送担当者研修（～29日）
 - ・年末年始の輸送等に関する安全総点年末年始のに向けた打合せ
 - ・タンク部会とセメント部会合同労働安全セミナー及び第2回定例会
- 11月29日（金）
 - ・（公社）全日本トラック協会青年部会四国ブロック大会
 - ・適正化事業幹事会
 - ・ダンプ部会（南薩地区）定例会及び安全性評価事業に関する説明会

令和元年 12月

協会の行事予定

- 12月 2日 (月) • 改善基準告示見直しに向けた実態調査（事業者ヒアリング）事前打合せ
- 12月 3日 (火) • トライビジョン21委員会及び物流効率化委員会合同会議
- 12月 4日 (水) • 第48回引越部会
- 12月 5日 (木) • 九州各県トラック協会事務局長及び担当者会議（～6日）
 - 全ト協第183回理事会・全ト政連冬季懇親パーティー
- 12月 6日 (金) • 鹿児島県高速道路交通安全協議会理事会
- 12月 7日 (土) • 大隅北支部労働安全セミナー
- 12月 10日 (火) • 改善基準告示見直しに向けた実態調査（事業者ヒアリング）
- 12月 11日 (水) • 女性部会アンガーマネジメント講習会
 - 第2回環境部会定例会及び労働安全セミナー
 - 第2回重量部会定例会
- 12月 12日 (木) • 中央会青年部会青年部講習会
 - ダンプ部会定例会（鹿児島地区）及び荷主セミナー
- 12月 13日 (金) • 第3回霧島支部役員会
 - 第10回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島地方協議会
 - 青運会定例会及びトラックの日反省会
- 12月 16日 (月) • 腰痛予防対策講習会
- 12月 18日 (水) • 全ト協タンクトラック・高压ガス部会各都道府県部会長会議
- 12月 19日 (木) • 鹿児島県・宮崎県・沖縄県適正化事業指導員合同研修会（～20日）
 - 社会保険事務基礎講座
- 12月 27日 (金) • 仕事納め

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（令和元年～令和2年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
令和元年 12月	11日（水）	アンガーマネジメント講習会	鹿児島県トラック研修センター
令和2年 1月	9日（木）	整備管理者「選任後」研修	鹿児島県トラック研修センター
	15日（水）	整備管理者「選任前」研修	鹿児島県トラック研修センター
	18日（土）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	宮崎県トラック協会
	21日(火)～23日(木)	運行管理者等基礎講習（NASVA）	鹿児島市町村自治会館
	25日（土）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	鹿児島県トラック研修センター
	27日(月)～29日(水)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
2月	3日（月）	県ト協主催時事講演会	鹿児島市民文化ホール
	13日（木）	運行管理者等一般講習（NASVA）	川内文化ホール
	20日（木）	整備管理者「選任後」研修	鹿児島市民文化ホール
	24日（月）	トラック運送業界への合同就職説明会	かごしま県民交流センター
	未定	リーダー研修会	鹿児島県トラック研修センター
3月	1日（日）	第2回運行管理者試験	鹿児島市



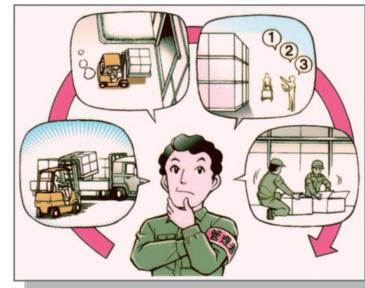
【厚生労働省補助事業】荷役ガイドラインに基づく 荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会の案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しました。本年度は、この荷役ガイドラインに示された「荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）」を全国47か所で開催していますが、鹿児島県では下記日程により行います。

この講習会は、荷役ガイドラインの教育カリキュラムに基づいて実施されるもので、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ローラルボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。講習会の空き状況は陸災防本部のホームページにより確認してください。

～講習会の主な内容～

- 1 開催日時 令和2年1月17日（金） 13時00分～17時00分
- 2 開催場所 鹿児島サンロイヤルホテル（住所：鹿児島市与次郎1丁目8-10）
- 3 講習会の内容
 - (1) 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割（鹿児島労働局担当官）
 - (2) 荷役災害防止担当者教育（陸災防安全管理士）
 - (3) 質疑応答
 - (4) アンケート記入
- 4 定員 50名（先着順です。）
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み
下記参加申込書に記入し、**陸災防鹿児島県支部までFAXで申込みください。**（お問合せ先：099-284-6217）
なお、受講票等は送付しません。
- 7 修了したことを証する書面
本講習会を受講された方には、**修了したことを証する書面**を渡します。



陸災防鹿児島県支部 FAX: 099-261-3113

荷主等の事業場の担当者への安全衛生教育講習会参加申込書

参加者氏名		
事業場名	(業種：)	
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者

参加申込書に記入いただいた情報は、本説明会以外に使用しません。

令和元年度年末・年始労働災害防止強調運動

陸上貨物運送事業労働災害防止協会スローガン

《受ける健診無駄にせず 今から見直す生活習慣》

【実施期間：令和元年12月1日～令和2年1月31日】

●趣旨（抜粋）

陸災防においては、昨年度「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 2018 年度～2022 年度）を策定し、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。本年（9 月末現在速報値）の労働災害発生状況は、次のとおり死傷災害は減少しているものの、死亡災害が増加している。

- ① 死亡災害は、60 人（前年同期比 +3 人、+5.3%）と増加
- ② 死傷災害は 10,043 人（前年同期 -275 人、-2.7%）と減少

特に、死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動・無理な動作（腰痛）、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策に関しては、平成 25 年 3 月に厚生労働省が示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」という。）を踏まえ、トラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛研修会及び荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育の実施、荷主等と陸運事業者との連携・橋梁促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施等により、荷役関連災害の防止に取り組んでいるところであり、その着実な実施が重要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する必要がある。

●会員事業場の実施事項

- イ 経営トップは、労働災害防止のための所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ロ 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（次ページ）により職場の安全衛生点検を行う。
- ハ 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- 二 「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。

職場の安全衛生自主点検表（共通）

令和元年 5 月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名		印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」や厚生労働省が平成 25 年 3 月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 檢 項 目				
1 基本的な取組（リスクの低減）				
<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。） 安全衛生目標の設定（同上） 安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。） リスクアセスメントの実施（荷役作業関係） 安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。） 				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない				
2 安全衛生管理体制				
労働者 10～49 人		労働者 50 人以上		
<ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進者の選任 安全衛生推進者の巡回 安全衛生対策等を詰合う場の設置 		<ul style="list-style-type: none"> 総括安全衛生管理者の選任（100 人以上） 安全管理者の選任（選任時研修修了） 衛生管理者の選任 産業医の選任 安全管理者、衛生管理者の巡回 安全衛生委員会の開催（月 1 回以上） 		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
3 安全衛生教育の実施状況				
<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ時の教育 作業内容変更時の教育 日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等） 能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等） 事故発生者に対する教育 腰痛予防のための管理者教育 腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者） 				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし				
4 健康管理				
<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ時の健康診断 定期健康診断（年 1 回） 深夜業従事者に対する健康診断（年 2 回） 過重労働対策（時間外・休日労働時間数） <p>※ 休憩時間と除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合における その超えた時間</p> 時間外・休日労働が 1 月当たり 80 時間を超える労働者で申出 のあつた者に対する医師による面接指導の実施 ストレスチェックの導入（50 人以上義務、50 人未満努力義務） 高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施 				
<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 月 45 時間 <input type="checkbox"/> 月 45 時間超～80 時間 以内 <input type="checkbox"/> 月 80 時間超～100 時間 <input type="checkbox"/> 月 100 時間超 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし				

（注）荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- ・荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- ・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- ・積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が 100 kg 以上） している していない 該当なし
- ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- ・荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書) * している していない 該当なし
- ・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- ・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- ・荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* している していない 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット
- ・作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他
- ・定期自主検査（同上） している していない 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・危険作業従事資格者の配置（同上） している していない 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
エ 玉掛け作業 オ その他
- ・保護帽（墜落時保護用） している していない 該当なし
- ・安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・運行管理者の選任 している していない 該当なし
- ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
(原則：1月 45 時間、1年 360 時間、特別条項 1 年 720 時間、自動車運転者は令和 6 年 3 月 31 日まで猶予)
- ・拘束時間等（1ヶ月 293h 以内 ）（1日 13h 以内 ）（休息 8h 以上 ）（1日の運転 9h 以内 ）（連続運転 4h 以内 ）

(3) 走行管理等

- ・走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- ・走行経路の決定 している していない 該当なし
- ・乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- ・点呼の実施 している していない 該当なし
- ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- ・乗務前点呼での、乗務開始前、24 時間における拘束時間の合計が 13 時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・交通危険予知訓練 している していない 該当なし
- ・運転適性診断 している していない 該当なし
- ・意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
エ 表彰 オ その他

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに関係する項目です。



第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

日 時：令和元年 11月 7日 (木)
場 所：大津市民会館（滋賀県大津市）
参加者：約 800 名

■講演

「最近の労働安全衛生行政の動向」
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長 村山 誠 氏

■事例発表

「わが社の安全活動～風土改革～」
センコー株式会社 京滋主管支店 業務改善担当 課長 芳賀 芳明 氏

■特別講演

「枠を破る」
山千院門跡 門主 堀澤 祖門 師

優良フォークリフト等運転者表彰に、鹿児島県支部からは下記の方々が受賞されました。

◆優良フォークリフト等運転者表彰◆

上村 広幸（南九州センコー株式会社 鹿児島営業所）
富山 智弘（セイコー運輸株式会社 SLC 営業所）
中田 光則（日本通運株式会社 鹿児島支店 鹿児島新港事業所 奄美大島営業所）
若松 孝一（日本通運株式会社 鹿児島支店 鹿児島新港事業所）

令和元年度第3回陸災防鹿児島県支部理事会

日 時：令和元年 11月 22日
場 所：ホテルレクストン鹿児島
参加者：5名

理事 4 名、監事 1 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

（議 題）

- ・令和元年度事業経過報告について
- ・未加入者への入会要請について

（報告・連絡事項）

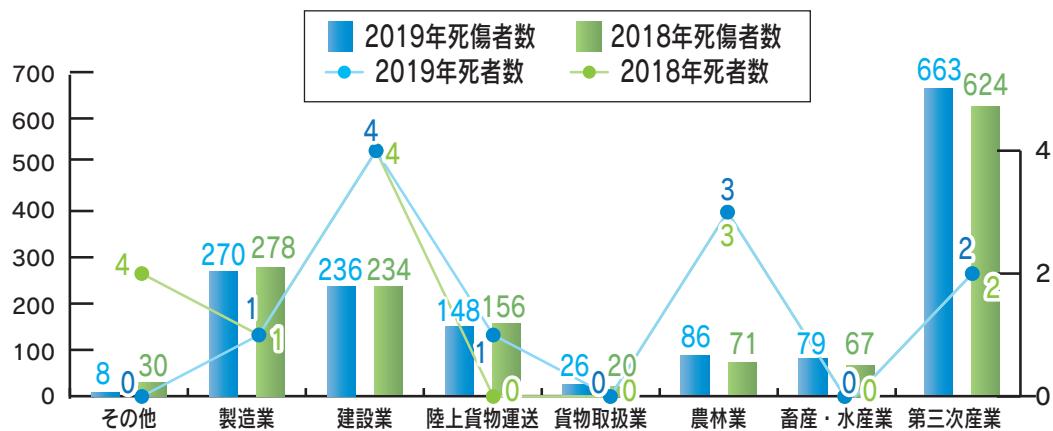
- ・会員の入退会について
- ・第34回全国フォークリフト運転競技大会結果について
- ・令和元年度優良フォークリフト等運転者表彰について



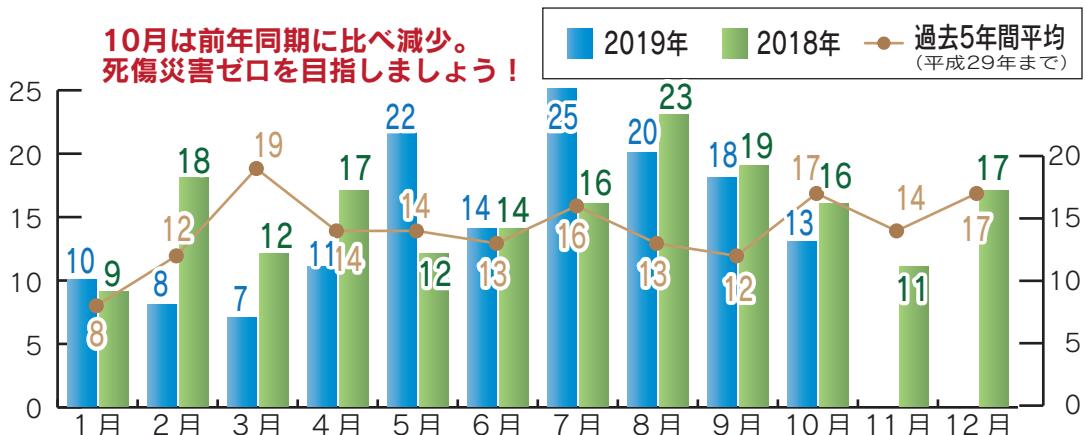
上記事項は全て出席理事全員一致で承認されました。

鹿児島県内における労働災害の発生状況

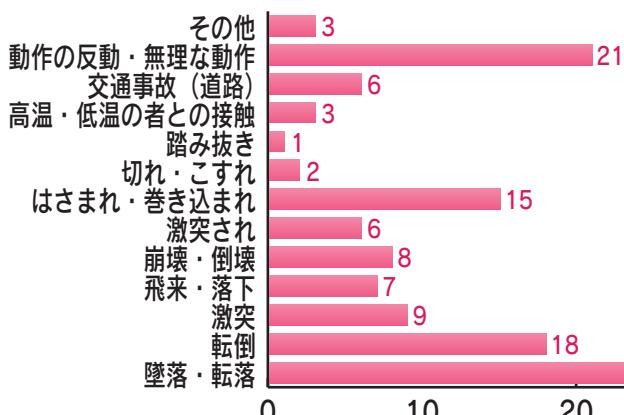
県内業種別死傷災害発生状況（2019年10月分）



陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（2019年10月分）



県内の死傷災害形態別発生状況（2019年累計）

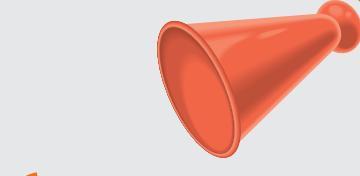


陸上貨物運送事業では、墜落・転落が最も多い！
激突も増加傾向です。気を付けましょう！

陸上 貨物 運送 事業	2019年累計				
	1	2	3	4	
1	墜落・転落	49	33.1%		
2	動作の反動・無理な動作	21	14.2%		
3	転倒	18	12.2%		
4	はまれ・巻き込まれ	15	10.0%		
5	激突	9	6.1%		

Community Plaza

コミュニティ広場
[みんなのお知らせ掲示板]



COMMUNITY
PLAZA編集部

家族のネタや
自慢したいペットなど
写真付きでどしどし
お送りください。

送り先

E-mail アドレス kentora@kta.jpまで

住所・営業所名・氏名(ペンネーム可)



かごしまトラック情報に関するご意見

本誌に関する会員の皆様の御意見をお寄せください。

本ページに記載して、FAXで送付してください。

1. 広報誌はどなたが読まれていますか？（複数選択可）

経営者 管理者 一般事務職 ドライバー その他 ()

2. 広報誌でよく読む記事は何ですか？（複数選択可）

先月の行事 セミナー・研修会案内 助成金案内 Gマーク関係

運送事業に関する法令の改正や制度のお知らせ

国や行政機関・全ト協からのお知らせ 交通規制に関する情報

近代化基金融資 年間行事予定 陸災防情報 その他 ()

3. 今後広報誌で掲載してほしい内容はありますか？

4. 広報誌で改善してほしい点はありますか？

5. その他、ご意見・ご要望があればご記入ください。

FAXでのご提出：099-261-1169

メールでのご提出：kentora@kta.jp (HPよりダウンロード)

●ご回覧をお願いします。



～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発 行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会

鹿児島市谷山港二丁目4-15

〒891-0131

☎099-261-1167

U R L ／ <http://www.kta.jp>

E-mail ／ kentora@kta.jp

印 刷／渕上印刷株式会社
